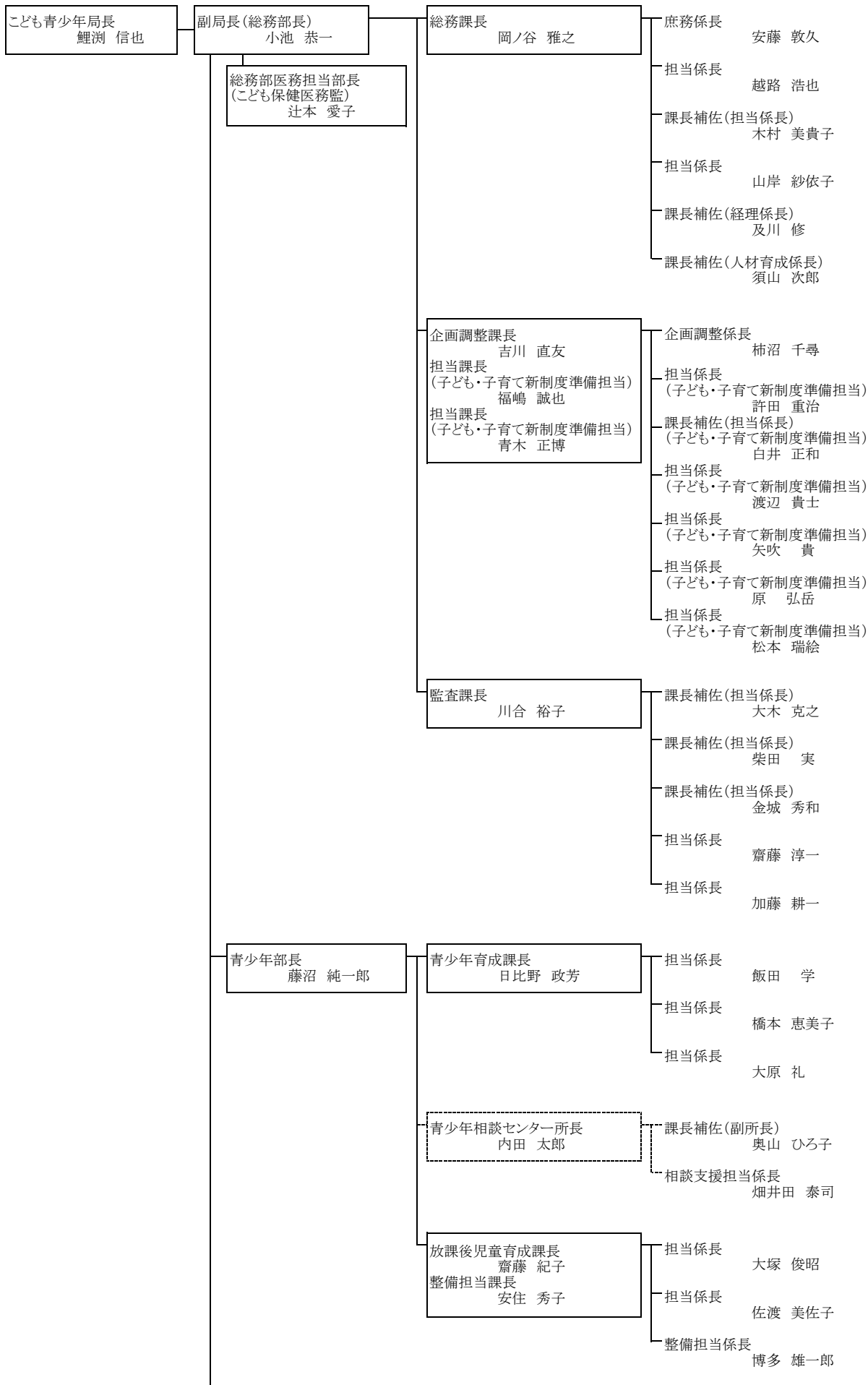


機構及び事務分掌

(平成 26 年 5 月)

こども青少年局

こども青少年局機構図(平成26年5月〇日現在)



子育て支援部長
田中 博章
保育対策等担当部長
宮本 正彦

子育て支援課長
齋藤 真美奈
幼・保・小連携担当課長
原 南実子

課長補佐(子育て支援係長)
高岡 昭人
課長補佐(担当係長)
小澤 美奈子
担当係長
長田 和彦
幼児教育係長
馬淵 由香
担当課長
(幼・保・小連携担当係長)
(教育委員会兼務)
寶來 生志子

保育運営課長
竹田 良雄
運営指導等担当課長
本間 睦
保育運営担当課長
小澤 覚

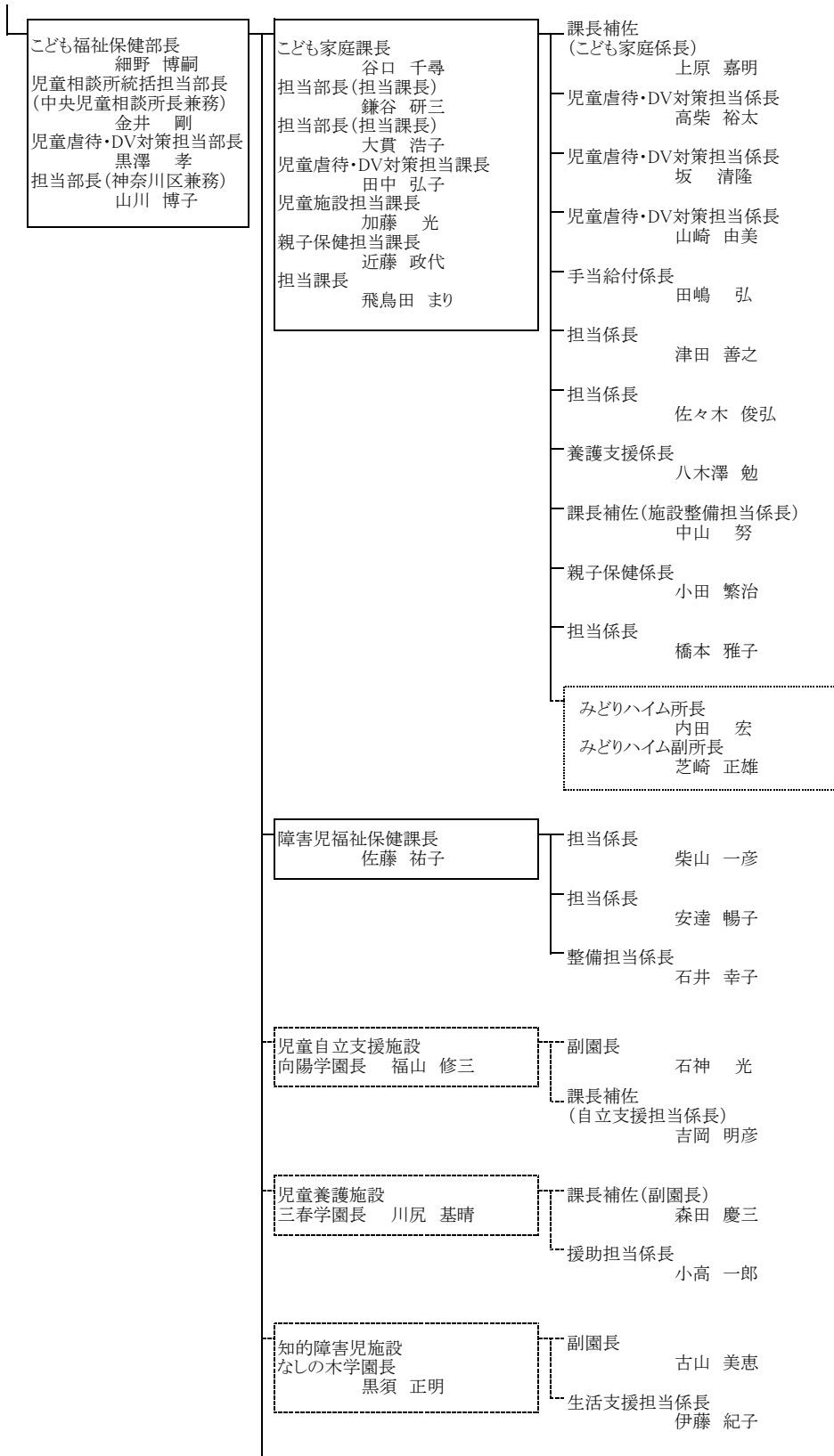
運営調整係長
鎌田 学
担当係長
大岩 真人
運営指導係長
森兼 亜紀子
指導等担当係長
遠藤 和宏
認可外保育所担当係長
有泉 廣隆
担当係長
尾崎 匡
保育運営担当係長
野澤 裕美
保育運営担当係長
石井 弘美
保育運営担当係長
穴戸 純子
保育向上支援係長
関 晃子
課長補佐(担当係長)
北見 智美
担当係長
宮本 里香

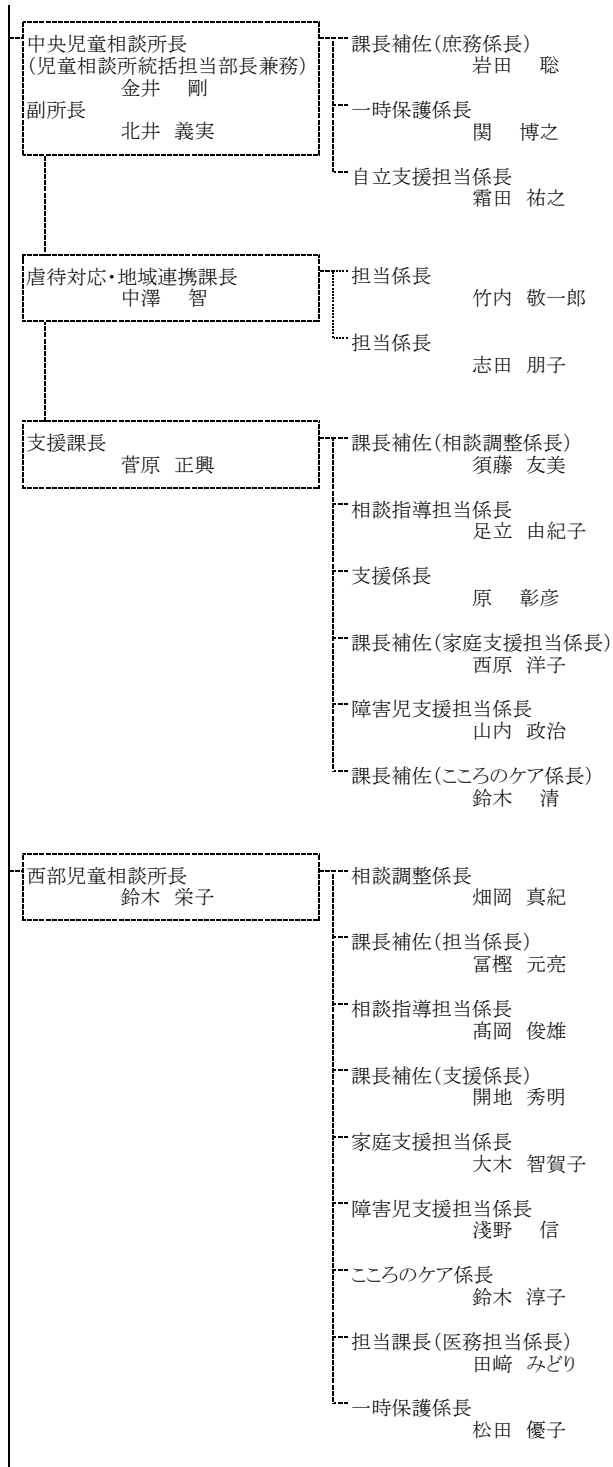
保育対策課長
担当課長 渋谷 昭子
担当課長 杉山 雅之
担当課長 田中 礼子

担当係長 安形 和倫
担当係長 千葉 省一
担当係長 澤田 亮仁
担当係長 廣瀬 綾子

保育所整備課長
松本 貴行

担当係長 松石 徹
整備等担当係長 朝倉 恭史
整備等担当係長 永松 弘至
整備等担当係長 畠山 久子
整備等担当係長 鈴木 総一郎
整備等担当係長 井上 俊平





南部児童相談所長 岡 聰志 一時保護所担当課長 國分 昭男	課長補佐(相談調整係長)	佐藤 一
	担当係長	紀 雅広
	相談指導担当係長	高島 裕子
	支援係長	和賀 美穂
	家庭支援担当係長	吉田 真樹
	障害児支援担当係長	山崎 三七子
	こころのケア係長	坂田 香織
	担当課長(医務担当係長)	田口 めぐみ
	一時保護係長	早川 和宏
	北部児童相談所長 清水 孝教 一時保護所担当課長 高添 純二	相談調整係長
担当係長		植田 雅子
相談指導担当係長		竹内 弥生
支援係長		蠣崎 吉宏
家庭支援担当係長		木村 知香枝
障害児支援担当係長		長尾 千加子
こころのケア係長		笠井 章
医務担当係長		渡邊 由佳
一時保護係長		神谷 直彦

こども青少年局事務分掌

総務部

総務課

庶務係

- 1 局内の文書に関すること。
- 2 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- 3 局の危機管理に関すること。
- 4 他の室、部、課、係の主管に属しないこと。

経理係

- 1 局内の予算及び決算に関すること。
- 2 局内の予算執行の調整に関すること。
- 3 物品の出納保管に関すること。
- 4 局内の財産管理に関すること。
- 5 その他経理に関すること。

人材育成係

- 1 こども及び青少年に係る事業に従事する人材の研修及び育成等に関すること。
- 2 局所属職員の福利厚生及び衛生管理に関すること。
- 3 局所属職員等の人事に関すること。
- 4 局所属職員の給与その他の勤務条件その他労務に関すること。
- 5 局内の組織に関すること。

企画調整課

企画調整係

- 1 こども青少年施策に係る総合的な企画、調整及び調査研究並びに局内の事務事業の調整に関すること。
- 2 こども及び青少年に係る統計調査に関すること（他の室、部、課の主管に属するものを除く。）。
- 3 横浜市児童福祉審議会に関すること。
- 4 横浜市子ども・子育て会議に関すること。
- 5 子ども・子育て支援新制度に係る総合的な企画、調整及び推進に関すること。
- 6 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく子ども・子育て支援事業計画の策定に関すること。

監査課

- 1 児童福祉に係る事業等の監査に係る企画及び連絡調整に関すること。
- 2 社会福祉法人（児童福祉に係る事業のみを行う法人に限る。）の設立、定款変更、解散、合併の認可等に関すること。
- 3 社会福祉法人の監査その他の指導及び監督に関すること。
- 4 社会福祉法人の改善命令、業務停止命令、役員解職の勧告及び解散命令に関する

ること。

- 5 児童福祉施設等の監査に関すること。
- 6 児童福祉施設の建設に対する助成についての検査等に関すること。
- 7 特に命ぜられた監査その他の指導及び監督に関すること。

青少年部

青少年育成課

- 1 青少年育成施策に係る企画及び調整に関すること。
- 2 青少年育成施策の振興に係る事業の実施及び調整に関すること。
- 3 青少年育成団体に関すること。
- 4 青少年指導員に関すること。
- 5 青少年施設及び横浜市青少年野外活動センターの運営管理に関すること。
- 6 公益財団法人よこはまユースに関すること。
- 7 部内他の課の主管に属しないこと。

放課後児童育成課

- 1 放課後児童育成施策に係る企画及び調整に関すること。
- 2 放課後キッズクラブ事業に関すること。
- 3 はまっ子ふれあいスクール事業に関すること。
- 4 放課後児童健全育成事業に関すること。

子育て支援部

子育て支援課

子育て支援係

- 1 子育て支援に係る企画及び調整に関すること。
- 2 地域における子育て支援の推進に関すること。
- 3 部内他の課の主管に属しないこと。

幼児教育係

- 1 幼児教育の調査研究に関すること。
- 2 幼児教育の研究活動に対する指導、助言及び援助に関すること。
- 3 幼児教育に係る研修の企画及び実施に関すること。
- 4 幼児教育に係る助成、支援及び振興に関すること。
- 5 その他幼児教育に関すること。

保育運営課

運営調整係

- 1 保育所等の運営管理の総合調整に関すること。
- 2 市立の保育所の調整に関すること。
- 3 その他保育所等に関すること。

運営指導係

- 1 保育費用及び法外扶助費に関すること。

- 2 私立の保育所の改善命令、事業停止命令、認可の取消し等に関する事。
- 3 横浜保育室事業の運営等に関する事。
- 4 児童福祉法に基づく家庭的保育事業の認定等に関する事。
- 5 認可外保育施設の事業停止命令等に関する事。

保育向上支援係

- 1 保育所等の職員等の全体研修に関する事。
- 2 保育所等の第三者評価に関する事。
- 3 保育所等の給食指導に関する事。
- 4 保育所の入所児童の歯科健診に関する事。

保育対策課

- 1 待機児童対策に係る総合的な企画、調整及び推進に関する事。

保育所整備課

- 1 保育所等の整備及び助成に関する事。
- 2 保育所の設置の認可並びに保育所の休止及び廃止の承認に関する事。

こども福祉保健部

こども家庭課

こども家庭係

- 1 市立の児童福祉施設（保育所及び心身障害児に関する施設を除く。以下この部中同じ。）等の企画及び設置に関する事。
- 2 母子福祉に関する事（特別乗車券に関する事を除く。）。
- 3 寡婦福祉に関する事。
- 4 母子福祉及び寡婦福祉に係る社会福祉事業（母子福祉施設に係るものを含む。以下この部中「母子寡婦福祉事業」という。）の開始、変更、廃止の許可等に関する事。
- 5 母子寡婦福祉事業の改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督に関する事。
- 6 児童福祉、母子福祉、寡婦福祉に係る統計調査に関する事。
- 7 児童虐待防止に係る事務の企画及び総合調整に関する事（児童相談所の主管に属するものを除く。）。
- 8 児童相談所との連絡調整に関する事。
- 9 女性に係る福祉の調整に関する事（市民局男女共同参画推進課の主管に属するものを除く。）。
- 10 女性福祉相談に関する事。
- 11 部内他の課、係の主管に属しない事。

手当給付係

- 1 子ども手当、児童手当、特別児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する事。

- 2 特別乗車券に関する事（他の局の主管に属するものを除く。）。

養護支援係

- 1 児童福祉施設の設置の認可並びに当該施設の休止及び廃止の承認に関する事。
- 2 児童福祉施設の改善命令、事業停止命令、認可の取消しその他の指導及び監督に関する事。
- 3 児童福祉に係る社会福祉事業（児童福祉施設に係るものを除く。以下この部中「児童福祉事業」という。）の開始、変更、廃止の許可等に関する事（障害児福祉保健課及び青少年部放課後児童育成課の主管に属するものを除く。以下この部中同じ。）。
- 4 児童福祉事業の改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督に関する事。
- 5 児童福祉施設及び里親への措置及び措置費並びに助産等の実施及び助産等の実施費用並びに法外扶助に関する事。
- 6 市立の児童福祉施設の運営管理に関する事。
- 7 里親の認定及び登録に関する事。
- 8 私立の児童福祉施設の建設に対する助成に関する事。
- 9 その他児童の養護に関する事。

親子保健係

- 1 母子保健に関する事。
- 2 母子の歯科保健に関する事。
- 3 不妊相談及び不妊治療費助成に関する事。
- 4 母子保健等に係る統計調査に関する事。

障害児福祉保健課

- 1 知的障害児、肢体不自由児等の心身障害児及び身体障害児（以下「障害児」という。）の福祉保健の推進に関する事（健康福祉局障害福祉課の主管に属するものを除く。）。
- 2 発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）による発達障害児の福祉保健の推進並びに健康福祉局との連携及び調整に関する事。
- 3 障害児及び発達障害児の福祉保健に係る施策に係る企画及び調整に関する事。
- 4 障害児の福祉に係る社会福祉事業（障害児入所施設及び児童発達支援センターの心身障害児及び身体障害児に関する施設（以下この部中「障害児福祉施設」という。）に係るものを除く。以下この部中「障害児福祉事業」という。）の開始、変更及び廃止の許可等並びに改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督に関する事。
- 5 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）及び身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）による障害児に係る援護及び更生に関する事。
- 6 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）による障害児に係る援護及び更生に関

- すること。
- 7 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設及び指定障害児相談支援事業者の指定に関すること。
 - 8 身体障害者等に対する奨学金の支給に関すること。
 - 9 学齢期の障害児及び発達障害児の支援に関すること。
 - 10 障害児に係る福祉サービスの情報提供に関すること。

 - 11 障害児に係わる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に係る事務並びに健康福祉局との連携及び調整に関すること。
 - 12 市立の障害児福祉施設の企画及び設置並びに運営管理に関すること。
 - 13 障害児福祉施設の設置の認可等並びに当該施設の休止及び廃止の承認等に関すること。
 - 14 障害児福祉施設の改善命令、事業停止命令、認可等の取消し、その他の指導及び監督に関すること。
 - 15 障害児福祉施設への措置、措置費及び法外扶助に関すること。
 - 16 私立の障害児福祉施設の建設に対する助成に関すること。

平成 26 年 度

事業概要

こども青少年局

【目 次】

頁

平成26年度こども青少年局予算について	1
平成26年度こども青少年局予算総括表	3
1 子ども・子育て支援新制度施行準備事業	4
○横浜市子ども・子育て支援事業計画（仮称）の策定<拡充> ○安定的なサービス基盤の確保<拡充>	○新制度における効率的な事務執行の推進<拡充> ○利用者・事業者への周知・広報
2 次世代育成支援行動計画の推進	5
○次世代育成支援行動計画の推進 ○ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発<拡充>	○子どもの事故予防啓発推進事業<拡充>
3 妊娠から産後までの途切れのない支援の充実	6
○妊婦健康診査事業 ○こんにちは赤ちゃん訪問事業<拡充> ○母子保健指導事業 ○乳幼児健康診査事業 ○先天性代謝異常症等検査事業	○歯科健康診査事業 ○育児支援事業 ○不妊相談・治療費助成事業 ○産後母子ケアモデル事業
4 地域における子育て支援の充実	7
○地域子育て支援拠点事業 <拡充> ○親と子のつどいの広場事業 <拡充> ○私立幼稚園はまっ子広場事業 ○保育所地域子育て支援事業	○子育て支援者事業 ○横浜子育てサポートシステム事業 <拡充> ○乳幼児一時預かり事業 <拡充> ○子育て家庭応援事業
5 保育運営事業	9
○保育所運営<拡充> ○新設園4・5歳児室を活用した 年度限定型保育事業<新規> ○通園利便性の向上	○保育コンシェルジュの設置 ○市立保育所民間移管事業 ○保育料納付促進事業 ○給食食材放射線測定事業
6 多様な保育ニーズへの対応	10
○一時保育<拡充> ○休日保育<拡充>	○病児・病後児保育<拡充> ○24時間型緊急一時保育
7 保育の質向上・保育士確保策	11
○保育の質の向上<拡充>	○保育士の確保<拡充>
8 横浜保育室助成・家庭保育事業等	12
○横浜保育室助成事業<拡充> ○家庭的保育の運営<拡充>	○小規模保育給付費助成モデル事業<新規> ○認可外保育施設指導監督・助成事業
9 保育所整備事業等	13
○保育所整備<拡充> ○老朽改築<拡充>	○小規模保育モデル整備事業<拡充> ○民間保育所耐震対策事業
10 幼児教育事業	14
○私立幼稚園就園奨励補助事業<拡充> ○私立幼稚園預かり保育等事業<拡充> ○私立幼稚園補助事業	○私立幼稚園等特別支援教育費補助事業 ○私立幼稚園施設整備費補助事業 ○幼児教育研修・交流等事業

1 1	放課後の居場所づくり ○放課後児童育成事業<拡充> ○プレイパーク支援事業	15
1 2	すべての子ども・若者の健全育成の推進 ○青少年を育む地域の環境づくり ○青少年育成に携わる団体等の支援 ○青少年関係施設の運営等<拡充> ○横浜市子ども・若者支援協議会の運営	16
1 3	困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実 ○青少年相談センターにおける相談・支援事業 ○地域ユースプラザ事業<拡充> ○若者サポートステーション事業 ○生活困窮状態の若者に対する相談支援事業 ○よこはま型若者自立塾<拡充> ○寄り添い型学習等支援事業<拡充>	17
1 4	地域療育センター関係事業 ○地域療育センター運営事業 ○地域療育センター学校支援事業 ○地域療育センター 発達障害児通所支援事業	18
1 5	在宅障害児及び施設利用児童への支援等 ○障害児通所支援事業等<拡充> ○学齢後期障害児支援事業 ○メディカルショートステイシステム事業 ○医療環境整備事業 ○障害児入所支援事業等	19
1 6	障害児施設の整備 ○重症心身障害児施設の整備 ○横浜市なしの木学園の再整備 ○白根学園児童寮の再整備	20
1 7	児童養護施設等における家庭的支援の充実 ○児童福祉施設の整備<拡充> ○里親推進事業<拡充> ○ファミリーホーム事業<拡充> ○自立援助ホーム事業 ○養育家庭支援機能の強化<拡充> ○施設等退所後児童に対するアフターケア事業 ○児童措置費等	21
1 8	ひとり親家庭等の自立支援	22
1 9	DV被害者等対策事業 ○DV被害者等に対する地域での生活に向けた支援の充実 ○母子生活支援施設緊急一時保護事業<拡充> ○女性緊急一時保護施設補助事業 ○加害者更生プログラムへの運営費補助	22
2 0	児童虐待防止への取組の充実 ○児童相談所の運営と機能強化 ○家庭訪問の充実<拡充> ○母子保健事業の充実 ○保育所での見守り強化 ○養育家庭支援機能の強化<拡充> ○児童虐待防止啓発地域連携事業<拡充> ○施設等退所後児童に対するアフターケア事業 ○産後母子ケアモデル事業	23
2 1	児童手当	25
2 2	児童扶養手当等 ○児童扶養手当 ○特別乗車券の交付	26
2 3	母子寡婦福祉資金貸付事業（母子寡婦福祉資金会計）	26

○ 平成26年度こども青少年局予算について

こども青少年局の基本目標である、『未来の世代を育むまち「よこはま」の実現』に向けて、子ども・子育て支援新制度施行準備事業、待機児童解消の継続、放課後児童育成推進、児童虐待防止への取組の充実及び困難を抱える若者支援策の充実に重点を置いた、切れ目のない総合的な子ども・子育て支援を確実に実施していくための予算としています。

I 子ども・子育て支援新制度施行準備事業

幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」の27年4月に予定される施行に向けて、現行制度から新制度へ円滑に移行できるよう、限られた期間の中で迅速かつ確実に準備に取り組んでいきます。

II 保育所待機児童解消の継続

平成25年4月1日時点の保育所待機児童数はゼロを達成しましたが、入所申込者数の増加傾向は続いており、市民の保育所入所への期待は高まっています。27年4月以降の解消継続に向け、引き続き、ソフトとハード両面からの取組を継続します。

子どもを大切にするまちづくりの推進

1 子ども・子育て支援新制度施行準備事業

21 児童手当

生まれる前から乳幼児期の支援

生まれる前から乳幼児期の一貫した支援の充実

- 3 妊娠から産後までの途切れのない支援の充実
・こんにちは赤ちゃん訪問事業<拡充>

未就学期の保育と教育の充実

5 保育運営事業

- ・保育所運営<拡充>
- ・新設園4・5歳児室を活用した年度限定型保育事業<新規>

6 多様な保育ニーズへの対応

- ・一時保育<拡充>
- ・休日保育<拡充>
- ・病児・病後児保育<拡充>

7 保育の質向上・保育士確保策

- ・保育の質の向上<拡充>
- ・保育士の確保<拡充>

8 横浜保育室助成・家庭保育事業等

- ・横浜保育室助成事業<拡充>
- ・家庭的保育の運営<拡充>
- ・小規模保育給付費助成モデル事業<新規>

9 保育所整備事業等

- ・保育所整備<拡充>
- ・老朽改築<拡充>
- ・小規模保育モデル整備事業<拡充>

10 幼児教育事業

- ・私立幼稚園就園奨励補助事業<拡充>
- ・私立幼稚園預かり保育等事業<拡充>

子どもや青少年の自立に向けた支援

学齢期から青少年期の子ども・青少年の育成施策の推進

11 放課後の居場所づくり

- ・放課後児童育成事業<拡充>

12. すべての子ども・若者の健全育成の推進

- ・青少年関係施設の運営等<拡充>

困難を抱える若者の自立支援の充実

13 困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実

- ・地域ユースプラザ事業<拡充>
- ・よこはま型若者自立塾<拡充>
- ・寄り添い型学習等支援事業<拡充>

Ⅲ 放課後児童育成推進

すべての子どもたちに、豊かな放課後を過ごせる場所と機会を提供するため、すべての小学校で「はまっ子ふれあいスクール」から「放課後キッズクラブ」への転換を進めるとともに、「放課後児童クラブ」に対する支援を行います。

Ⅳ 児童虐待防止への取組の充実

児童虐待死の根絶を目指し、区役所と児童相談所の連携の基本である「それぞれの役割を生かした協働」を進め、児童虐待の発生予防から、重篤化防止・再発防止に至るまで、児童虐待対策を総合的に進めていきます。

Ⅴ 困難を抱える若者支援策の充実

「ひきこもり状態」や「無業状態」にある若者が自立に向けて、階段を上るようにステップアップしていくための社会・就労体験や就労訓練等のプログラム提供など、支援策をさらに充実させます。

安心・安全のまちづくり

ワーク・ライフ・バランスの推進と子ども・青少年を大切にす機運の醸造

2 次世代育成支援行動計画の推進

- ・ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発<拡充>
- ・子どもの事故予防啓発推進事業<拡充>

地域における子育て支援の充実

4 地域における子育て支援の充実

- ・地域子育て支援拠点事業<拡充>
- ・親と子のつどいの広場事業<拡充>
- ・横浜子育てサポートシステム事業<拡充>
- ・乳幼児一時預かり事業<拡充>

様々な背景や課題を抱えた子どもや青少年とその家庭への支援

児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

17 児童養護施設等における家庭的支援の充実

- ・児童福祉施設の整備<拡充>
- ・里親推進事業<拡充>
- ・ファミリーホーム事業<拡充>
- ・養育家庭支援機能の強化<拡充>

20 児童虐待防止への取組の充実

- ・児童虐待防止啓発地域連携事業<拡充>

障害児への支援

14 地域療育センター関係事業

15 在宅障害児及び施設利用児童への支援等

- ・障害児通所支援事業等<拡充>

16 障害児施設の整備

ひとり親家庭の自立支援/配偶者からの暴力(DV)への対応

18 ひとり親家庭等の自立支援

- ・ひとり親家庭支援環境整備事業<新規>
- ・面会交流支援事業<新規>

19 DV被害者等対策事業

- ・母子生活支援施設緊急一時保護事業<拡充>

22 児童扶養手当等

23 母子寡婦福祉資金貸付事業

平成26年度 こども青少年局予算総括表

(単位：千円)

(一般会計)					
項 目	25年度	26年度	差 引	前年度比 (%)	備 考
こども青少年費	213,257,492	227,218,070	13,960,578	6.5	
青少年費	19,932,432	20,565,336	632,904	3.2	こども青少年総務費、青少年育成費
子育て支援費	102,645,091	113,391,951	10,746,860	10.5	地域子育て支援費、保育所運営費、幼児教育費、放課後児童育成費、保育所整備費
こども福祉保健費	90,679,969	93,260,783	2,580,814	2.8	児童措置費、こども家庭福祉費、親子保健費、こども手当費、児童福祉施設運営費、児童相談所費、児童福祉施設整備費
諸支出金	654,190	640,037	△ 14,153	△ 2.2	
特別会計繰出金	654,190	640,037	△ 14,153	△ 2.2	母子寡婦福祉資金、水道、自動車及び高速鉄道事業会計繰出金
一般会計計	213,911,682	227,858,107	13,946,425	6.5	
(特別会計)					
母子寡婦福祉資金会計	680,879	956,666	275,787	40.5	母子寡婦福祉資金貸付金、事務費、公債費、一般会計繰出金
特別会計計	680,879	956,666	275,787	40.5	

※この冊子の中の数値は、各項目ごとに四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

【凡例】

当ページ以降の下線は、新規・拡充した部分を示しています。

1		子ども・子育て支援新制度 施行準備事業	<p>事業内容 平成24年8月に子ども・子育て関連3法が公布され、27年4月に子ども・子育て支援新制度の施行が予定されています。26年度は、新制度へ円滑かつ確実に移行できるよう、横浜市子ども・子育て支援事業計画（仮称）の策定や、既存施設・事業の移行支援、支給認定事務や給付事務準備などの効率的な事務執行の推進等に取り組みます。</p>
本 年 度		千円 722,337	<p>1 横浜市子ども・子育て支援事業計画（仮称）の策定 <拡充> 1,085万円</p> <p>幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を計画的に推進するため、5か年の利用量の見込みとそれに対応する確保内容、実施時期などを定めた事業計画を策定します。</p> <p>(1) 子ども・子育て会議の開催 有識者や子育て支援者、教育・保育関係者、市民委員等からなる子ども・子育て会議において、事業計画をはじめ新制度にかかる事項について審議します。</p> <p>(2) 市民意見交換会等の開催<新規> 事業計画を策定するにあたり、より多くの市民の意見を反映させるため、市民の声を直接聞く意見交換会を全区で実施するとともに、パネルディスカッション等を通じて様々な観点から事業計画について考える市民向けフォーラムを開催します。</p> <p>(3) 事業者意向調査の実施<新規> 新制度の施行に際して事業者がどの施設・事業類型を選択するか意向について調査を行い、事業計画に反映します。</p>
前 年 度		427,000	
差 引		295,337	
本年度の 財源内訳	国	3,000	
	県	220,820	
	その他	154	
	市 費	498,363	
2 安定的なサービス基盤の確保<拡充>		4億3,020万円	<p>新制度施行に向けては、既存の施設・事業の利用者が引き続き安心してサービスを受けられることが前提となるため、現行制度の施設・事業が円滑に新制度へ移行できるよう支援等を行います。</p> <p>(1) 横浜保育室の移行支援<拡充> 新制度における給付対象施設（認可保育所）を目指す横浜保育室について、認可保育所の基準を満たすよう、改修費等を助成します。 ア 移転による整備 5か所 イ 既存園の改修による整備 15か所</p> <p>(2) 幼稚園型認定こども園への移行支援<新規> 新たに幼稚園型認定こども園への移行を目指す幼稚園に対して、防災対策等の整備費として50万円を補助します（10園）。</p> <p>(3) 放課後児童クラブの移行支援<拡充> ア 分割及び移転準備補助（分割3か所、移転6か所） 面積基準確保等のため、クラブの分割、移転についての費用を補助します。 イ 安全性確保のための家賃補助（12か所） 安全性の確保された施設に移った場合に、家賃補助の上限額を月額15万円から月額20万円に増額します。 ウ 放課後児童クラブの運営に関する中間支援組織モデル事業の継続（1区）</p>
3 新制度における効率的な事務執行の推進<拡充>		2億4,928万円	
<p>新制度では、給付の対象となる利用者数・施設数が増大し、また、利用区分も細分化されるなど、事務量の大幅な増加が見込まれることから、効率的な事務執行体制を整備します。</p> <p>(1) 利用者に対する支給認定事務の開始<新規> ア 利用者からの申請が集中する時期に申請書の受付や入力、認定証の発行等の事務を行う事務処理集中センターの設置・運営 イ 利用者からの問い合わせに対応するコールセンターの設置等</p> <p>(2) 施設・事業者に対する給付事務の準備<新規> ア 施設・事業者が使用する給付費請求の簡易ソフトの開発、配付及び研修会の実施 イ 請求事務についての施設・事業者からの問い合わせに対応するサポートデスクの設置</p>			
4 利用者・事業者への周知・広報		3,200万円	
<p>新制度施行への円滑な移行に向けて利用者や事業者の不安を軽減し、混乱を避けるため、きめ細かに説明会を開催するとともに、広報よこはまやホームページ、リーフレットなど様々な広報媒体を活用して、幅広く利用者及び事業者への新制度の理解促進を図ります。</p>			

2	次世代育成支援行動計画の推進		事業内容 「かがやけ横浜こども青少年プラン」（後期計画：平成22年度～26年度）の着実な推進を図ります。また、子育て期に、やりがいや充実感を感じて働きながら、子育てや生活を楽しむことができる「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向けた取組の推進や、子どもの事故予防に関する普及啓発など、子どもを大切に する機運を醸成するための普及・啓発等を行います。 1 次世代育成支援行動計画の推進 126万円 市民・事業者等からなる次世代育成支援行動計画推進協議会において、行動計画（後期計画）の進捗状況について検証・協議を行います。
	本年度	千円 10,258	
	前年度	10,098	
	差引	160	
本年度の財源内訳	国	—	2 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発<拡充> 700万円 社会全体で子育てに取り組む機運を醸成し、働きやすく子育てにやさしい職場環境づくりを促進・支援するため、企業向け研修の開催やパンフレットの発行を行います。 ホームページによる父親向けの育児支援の情報発信を進めるほか、 <u>地域子育て支援拠点などと連携した父親向け育児講座の開催か所を拡充します。</u> また、祖父母世代を対象にした孫育て講座を開催します。 (1)企業向け普及・啓発 (2)市民向け普及・啓発 (3)ワーク・ライフ・バランス推進実行委員会の運営
	県	—	
	その他	180	
	市費	10,078	
3 子どもの事故予防啓発推進事業<拡充> 200万円 子どもの事故予防に対する意識を高めるため、リーフレットの作成やホームページによる情報発信を行います。 また、低年齢児の反応やバランス感覚などの能力向上を目的とした、保育園訪問運動指導に加え、 <u>保育園での継続的な運動指導を目的とした保育士向け運動指導研修を実施します。</u> (1)リーフレット作成・配布及びホームページによる情報発信 (2)保育園における訪問運動指導の実施 <u>(3)保育士向け運動指導研修の実施<新規></u>			

3	妊娠から産後までの 途切れのない 支援の充実		<p>1 妊婦健康診査事業 24億7,674万円 妊婦健診について、母子健康手帳交付時に受診勧奨するとともに、その費用を補助します。(延べ見込人数：377,520人)</p> <p>2 こんにちは赤ちゃん訪問事業<拡充> 8,894万円 生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭に、地域の訪問員が区役所と連携しながら訪問します。出生数・訪問率が高い区(5区)に事務補助員を配置し、訪問率の向上を目指します。 (訪問見込件数：25,000件(前年度見込23,000件))</p> <p>3 母子保健指導事業 7,988万円 母子健康手帳の交付、母親(両親)教室の開催、母子訪問指導員による新生児訪問等を行います。(訪問見込件数：12,250件)</p> <p>4 乳幼児健康診査事業 7億6,745万円 (1) 区福祉保健センターで4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に、また、医療機関で生後12か月までに3回の乳幼児健康診査を実施します。 (2) 未受診者対策の強化 乳幼児健診等の受診状況を「母子保健システム」で確認し、迅速に受診勧奨を行うとともに相談支援を実施します。また、未受診者の状況把握を強化します。</p>
	本年度	千円 4,557,540	
	前年度	4,571,962	
差引		△14,422	
本年度の財源内訳	国	391,489	
	県	87,299	
	その他	5,208	
	市費	4,073,544	
<p>5 先天性代謝異常症等検査事業 7,823万円 先天性代謝異常症等の疾患の早期発見のため、タンデムマス法による検査を実施します。</p> <p>6 歯科健康診査事業 1億4,631万円 妊娠期から乳幼児期の歯科衛生を向上させるため、妊婦歯科健康診査を市内の協力歯科医療機関に委託して実施します。また、区福祉保健センターにおいて、乳幼児歯科健診・保健指導を行うほか、妊産婦・乳幼児に対する歯科相談事業を実施します。(受診見込件数：10,500件)</p> <p>7 育児支援事業 1億3,862万円 (1) 育児支援家庭訪問事業 区福祉保健センターの育児支援家庭訪問員(看護職嘱託員・アルバイト)が、子育てへの不安や孤立感を抱える家庭を訪問し、育児不安の解消を目的に育児の相談・支援を行うほか、育児支援ヘルパーを派遣し、家事・育児負担を軽減します。(延べ訪問見込件数：4,200回) (2) 産前産後ヘルパー派遣事業(「産前産後ケア事業」を名称変更) 妊娠中及び産後5か月未満の子育て家庭に対して、体調不良等により子どもの養育に支障がある場合、ヘルパーを派遣し家事・育児負担を軽減します。(延べ利用見込件数：5,500回)</p> <p>8 不妊相談・治療費助成事業 7億7,072万円 (1) 不妊(不育)相談 不妊や不育等で悩む方に対し、区福祉保健センターでの相談や専門医師による専門相談を実施します。 (2) 特定不妊治療費の助成 不妊治療のうち、高額な治療費がかかり、医療保険が適用されない体外受精及び顕微授精について、経済負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成します。国が治療費の実態等を踏まえて一部の治療区分の助成上限額を改訂したことに伴い、15万円から7万5千円に改正します。 また、妊娠出産に伴うリスクが相対的に少ない年齢や特定不妊治療により出産に至る確率が高い年齢に治療を集中的に受けられるようにするために、平成28年度から助成対象年齢を43歳未満に、助成回数上限を6回にする等の制度変更が予定されています。平成26年度は新制度移行に向けて国が設けた経過措置に合わせて、39歳以下の方で新規に助成申請する場合は、助成回数を10回から6回に変更します。(助成見込件数：6,000件)</p> <p>9 産後母子ケアモデル事業 1,066万円 産後の心身ともに不安定になりやすい時期に、市内の助産所等を活用し、母子で利用できる母子デイケアやショートステイをモデル実施することにより、育児支援を充実させ児童虐待の未然防止を図ります。</p>			

4	地域における子育て支援の充実		事業内容 子育ての負担感や不安感を軽減するため、地域の子育て支援の総合的な拠点として各区に1か所設置している地域子育て支援拠点の運営をはじめ、子育ての先輩や幼稚園、保育所、空き店舗など地域の資源を活用した交流、相談の場の充実を図り、地域ぐるみの子育て支援を実施します。
	本年度	千円 1,711,973	
	前年度	1,648,127	
	差引	63,846	
	(2) 子育て支援者会場 数 173会場	国 — 県 634,239 その他 11,107 市費 1,066,627	
1 地域子育て支援拠点事業<拡充> 8億1,745万円 (1) 実施内容 ア 機能 [子育て家庭のための事業] ・親子の居場所の提供 ・子育て関連情報の一元化と情報提供 ・子育て相談の実施 [子育て支援者のための事業] ・子育て支援ネットワークの形成 ・子育て支援に関わる人材育成 [地域の中での子どもの預かり合いの促進] ・横浜子育てサポートシステム区支部事務局 区支部事務局機能を地域子育て支援拠点事業の一部として位置づけ、順次、移管を進めます。 <u>平成26年度移管区(3区)：西区、旭区、青葉区</u> <u>(既実施区(13区)：鶴見区、神奈川区、中区、南区、港南区、保土ケ谷区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、都筑区、戸塚区、泉区)</u>			
イ 実施か所数 継続18か所(全区) ウ 運営方法 子育て関連事業に取り組んでいるNPO法人、社会福祉法人等に委託して実施			
(2) 利用者支援モデル事業の実施<新規> 子ども・子育て支援新制度で新たに位置づけられた事業として、養育者が必要な給付を受け、円滑に地域の施設や子育て支援事業を利用できるよう、情報を集約して、養育者の状況に合わせて個別に支援を行う、地域子育て支援拠点における「利用者支援事業」のあり方を検討し、実践・検証します。 <u>(1区)</u>			
2 親と子のつどいの広場事業<拡充> 2億8,585万円 (1) 実施内容 親子の交流の場の提供、子育て相談の実施、地域の子育て関連情報の提供 (2) 実施場所 商店街の空き店舗、マンション、アパート等 (3) 実施か所数 <u>50か所(前年度47か所)</u> (4) 一時預かり事業 実施内容：広場のスペースを活用した一時預かりの実施 <u>実施か所数：新規3か所+継続17か所</u> <u>定員：60人(前年度 51人)</u>			
3 私立幼稚園はまっ子広場事業 2,574万円 (1) 実施内容 施設の地域開放、子育て相談、育児講座、園児との交流保育等の実施 29か所(前年度 24か所) 常設園：25か所(前年度 20か所) 非常設園：4か所(前年度 4か所)			

4 保育所地域子育て支援事業

2億1,087万円

(1) 実施内容

施設の地域開放、子育て相談、育児講座、園児との交流保育等の実施

(2) 実施か所数

市立育児支援センター園：24か所（前年度 24か所）

保育所子育てひろば私立常設園：22か所（前年度 9か所）

その他の保育所：215か所（前年度 244か所）

5 子育て支援者事業

7,571万円

(1) 実施内容

・市民利用施設等において養育者の交流を支援し、子育て情報の提供や育児相談

□・地域からの要請に応じ、養育者同士の仲間づくり、子育てグループ活動の支援

・豊富な経験を持つ子育て支援者から選任した助言者が、経験の浅い子育て支援者の育成や子育て支援者間相互のスキルアップを実施

(2) 子育て支援者会場数 176会場（前年度173会場）

(3) 助言者数 29人（前年同）

6 横浜子育てサポートシステム事業<拡充>

3,347万円

(1) 実施内容

利用会員や提供会員として登録した市民が、地域の中で子どもを預け、預かります。

(2) 会員数（平成26年3月31日現在）

利用会員(7,525人)・・・市内在住で生後57日以上小学校6年生までの児童がいる方

提供会員(1,687人)・・・市内在住で健康で、子育て支援に理解と熱意のある20歳以上の方
両方会員(732人)・・・利用会員かつ提供会員の方

(3) 区支部事務局機能の強化（再掲）

順次、区支部事務局を区社会福祉協議会から地域子育て支援拠点に移管し、専任のコーディネーターを配置して、区支部事務局機能の強化を進めます。

7 乳幼児一時預かり事業 <拡充>

2億5,244万円

(1) 実施内容

育児に対する負担感や不安の軽減と、短時間の就労をされている方の保育ニーズを満たすため、認可外保育施設で一時預かり事業を実施します。

(2) 実施か所数、定員

通常型：6か所（前年同）、90人（前年同）

延長型：13か所（前年度 12か所）、195人（前年度 180人）

8 子育て家庭応援事業

1,045万円

子育てを地域社会全体であたたかく見守り、応援する新たな文化を創り上げるため、小学生以下の子どもがいる家庭の方や妊娠中の方が、ステッカーが掲示された協賛店で、ちょっとした心配りや、設備・備品の利用、割引・優待など、子育てを応援するサービスを受けられる事業（愛称「ハマハグ」）を実施します。

協賛店・施設数 4,380店舗・施設（平成26年3月末時点）

5	保 育 運 営		事業内容 保育に欠ける乳児、幼児を保育することを目的とした市立保育所及び民間保育所の運営を行います。												
	本 年 度	千円 78,551,549	1 保育所運営<拡充> 781億8,143万円												
	前 年 度	74,458,725	<table border="1"> <tr> <th>内 訳</th> <th>平成25年度見込</th> <th>平成26年度</th> </tr> <tr> <td>市立保育所</td> <td>90か所</td> <td>88か所</td> </tr> <tr> <td>民間保育所</td> <td>492か所</td> <td>527か所</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>582か所</td> <td>615か所</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・入所見込児童数 月平均 約52,000人 ・児童虐待対応保育士の確保【24ページ参照】 	内 訳	平成25年度見込	平成26年度	市立保育所	90か所	88か所	民間保育所	492か所	527か所	計	582か所	615か所
	内 訳	平成25年度見込	平成26年度												
市立保育所	90か所	88か所													
民間保育所	492か所	527か所													
計	582か所	615か所													
差 引	4,092,824	<ul style="list-style-type: none"> (1) 長時間保育事業<拡充> 139億194万円 原則保育時間(8時間)を超えた保育を実施します。 ア 長時間保育 <u>615か所</u>(前年度見込 582か所) (原則保育時間〔8時間〕から11時間までの保育) イ 時間延長サービス <u>564か所</u>(前年度見込 527か所) (11時間超の保育) (2) 夜間保育(一部1(1),(3)の再掲) 4,879万円 夜間、保護者の就労等により保育に欠ける乳児、幼児の保育を実施します。 ・民間保育所 1か所 開所時間 平日8:30~24:00 土曜日8:30~24:00 													
本年度の財源内訳	国・県	12,842,845	(3) 保育事業向上支援費・特定保育向上支援費<拡充> 111億4,025万円 民間保育所を運営するために必要な職員雇用費等の経費である「保育事業向上支援費」と、障害児保育、乳児保育等に対して保育士や看護師を加配する経費である「特定保育向上支援費」として事業費等を助成します。												
	負担金	17,069,693	(4) 障害児保育(一部1(3)の再掲) 19億1,445万円 市立保育所及び民間保育所において、全園で障害児の受け入れを促進します。												
	諸収入	6,721,628	2 新設園4・5歳児室を活用した年度限定型保育事業<新規> 1億3,230万円 新設保育所の4・5歳児枠は、新規入所を希望される方が少なく、開設後2年程度は充足しないため、このスペースを活用し、保育所に入所できなかった1・2歳児を平成26年度末まで受け入れます。事業実施保育所に対して、運営費の一部を助成します。 ・実施か所 35か所												
	市 費	41,917,383	3 通園利便性の向上 5,675万円 駅前等に設置した送迎保育ステーションにおいて、朝・夕の保育を実施するとともに、日中は周辺の保育所にバスによる送迎を行います。また、通園バスの購入等に対する助成を行います。 ・送迎保育ステーションの運営 3か所(前年度 3か所) ・通園バス購入助成 1か所(前年度見込 1か所)												
			4 保育コンシェルジュの設置 9,691万円 保育サービスに関する相談を専門とした保育コンシェルジュを各区に配置し、保護者のニーズと必要な保育サービスを適切に結びつけ、待機児童の解消と子育て家庭へのサービス向上を図ります。												
			5 市立保育所民間移管事業 4,469万円 27年度移管予定園2園の引継ぎ・共同保育、28年度移管予定園2園の移管先法人選考等を実施するとともに、既移管園へのアフターフォローを実施します。												
			6 保育料納付促進事業 1,826万円 保育料納付指導員による電話催告などに加え、保育料電話納付案内センターから初期滞納者への納付案内を行うことで、早期の未納解消に努めます。												
			7 給食食材放射線測定事業 2,122万円 市立保育所、民間保育所及び横浜保育室において、児童が喫食する前に、必要な検査を継続して実施します。												

6	多様な保育ニーズへの対応	
本年度		千円 1,259,255
前年度		1,204,887
差引		54,368
本年度の財源内訳	国・県	352,652
	負担金	43,366
	諸収入	8,181
	市費	855,056

事業内容

多様な保育ニーズに対応するため、一時保育、休日保育、病児保育等を推進します。

1 一時保育<拡充>

8億4,990万円

就業形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の傷病等による緊急時の保育に対応するため、一時保育を実施します。

内訳	平成25年度	平成26年度
市立保育所	49か所	49か所
民間保育所	305か所	323か所
計	354か所	372か所

2 休日保育<拡充>

4,481万円

日曜、祝日等の保育ニーズに対応するため、休日保育を実施します。

内訳	平成25年度	平成26年度
市立保育所	1か所	1か所
民間保育所	9か所	15か所
計	10か所	16か所

3 病児・病後児保育<拡充>

3億2,501万円

病気または病気の回復期で他の児童との集団保育が困難な児童の保育に対応するため、病児・病後児保育を実施します。

項目	病児保育	病後児保育
実施か所	20か所 (平成25年度 16か所)	4か所 (前年同)
実施場所	医療機関に併設 または近隣の保育スペース	保育所に併設
対象者	他の児童との集団保育が困難な病気の生後6か月～小学校第3学年までの児童	病気の回復期で他の児童との集団保育が困難な生後6か月～小学校第3学年までの児童

4 24時間型緊急一時保育

3,955万円

保護者の病気や就労等で緊急に児童を預ける必要が生じた場合に、24時間いつでも受入可能な一時保育を実施します。

- ・実施か所 2か所 (前年同)

7	保育の質向上・保育士確保策		事業内容 保育の質の向上を図るとともに、保育士の確保を図るための施策を推進します。
	本年度	千円 1,413,753	1 保育の質の向上<拡充> 1億1,494万円 (1) 保育所職員等研修事業<拡充> 5,594万円 保育所等の職員を対象とした職員研修等を実施し、保育士等の専門性の向上を図ります。
	前年度	86,972	ア 保育所職員研修 保育所等の職員を対象に、職種や経験別の研修を実施し、専門性の向上を図ります。また、保育士の経験に応じた役割等を理解するため、新たに経験に応じた必修研修を設けるとともに、様々な開催時期・場所・時間帯等で研修を行い、職員研修の充実を図ります。 また、区役所において、地域の課題に即した研修を開催するほか、市立保育所を活用したネットワーク事業を推進し、地域での研修の充実を図ります。 ・参加定員 19,890人(前年度見込 14,270人)
	差引	1,326,781	イ 私立保育所等が実施する研修の充実 私立保育所の職員を対象とした研修を私立保育園園長会と連携して、実施します。 また、保育所の保育士等を対象にした研修を実施している「横浜女子短期大学保育センター」に運営費補助を行い、研修事業等を実施します。 さらに、保育所全体での質を高める園内研修を充実させるため、新たに園内研修に係る費用の一部を助成します。
本年度の財源内訳	国	686,586	
	県	69,904	
	諸収入	23	
	市費	657,240	
(2) 第三者評価と自己評価の推進 5,900万円			第三者評価の受審費助成を引き続き実施し、自己評価と合わせて業務の質の評価を行い、継続的な保育の改善を推進します。
2 保育士の確保<拡充> 12億9,883万円			
(1) 保育士等処遇改善臨時特例事業 11億9,781万円			保育士確保策を推進する一環として、保育士の処遇改善に取り組む保育所に対して、賃金改善のための経費を助成します。(25年5月補正予算で新設)
(2) 保育士・保育所支援センター事業<新規> 757万円			保育士確保策をさらに強化するため、保育士・保育所支援センターを県と連携して取り組み、求職者の相談、就職先の紹介を行います。あわせて、センターが所有する保育士登録情報等を活用しながら、本市の保育士確保に繋がる様々な取組をさらに充実させます。
(3) 就労支援講座・就職説明会 352万円			私立保育園園長会やハローワークと連携し、就職説明会を開催するほか、就労支援講座を開催し、保育士の確保に努めます。 ・実施回数 6回(前年同)
(4) 保育士資格取得支援事業<新規> 998万円			保育所等が雇用する保育士資格を有していない保育従事者が、保育士資格を取得するために要した受講料及び代替保育従事者の雇用費等の補助を行います。
(5) 保育士宿舍借り上げ等支援事業<拡充> 7,996万円			
ア 保育士宿舍借り上げ支援事業			保育所等を運営する民間事業者が、保育士用の宿舍を借り上げるための補助を行います。(25年12月補正予算で新設) ・助成数 100戸(前年度 40戸)
イ 保育士専用事業所内保育事業<拡充>			保育所等で仕事と子育てを両立できる職場環境を整備するため、保育士専用事業所内保育施設を設置する整備費と運営費を助成します。(25年12月補正予算で新設) ・運営費助成 2か所(前年度見込 1か所) ・整備費助成 1か所(前年度見込 1か所)

8	横浜保育室助成・家庭保育事業等		事業内容 横浜保育室などの認可外保育施設の支援及び家庭的保育の運営を行い、保育サービスの充実を図るとともに、適切な保育環境が確保されるよう指導・監督を行います。
	本年度	千円 8,813,895	1 横浜保育室助成事業<拡充> 75億7,678万円 本市独自の基準を満たす認可外保育施設のうち、地域状況等を踏まえて認定した横浜保育室に助成し、3歳未満の待機児童の解消と保護者負担の軽減を図ります。 (1) 施設数 150か所 (前年度 155か所) (2) 定員数 5,067人 (前年度 5,248人) (3) 主な助成内容 ア 基本助成費(児童1人あたり月額) 80,000円～81,500円(平均 80,600円) イ 認可移行準備加算(児童1人あたり月額) 5年以内に認可保育所等を目指して移行計画を策定する横浜保育室に対し、保育士の配置に応じて加算。 (25年12月補正予算で拡充) (ア) 国の配置基準を満たした施設 7,800円 (イ) 本市の配置基準を満たした施設 21,000円 ウ 保育士雇用対策費 <u>移行計画を策定する横浜保育室に対して、年度当初3か月に限り、定員分までの基本助成費を保障</u> エ 乳児保育、障害児保育、一時保育、3歳児助成、資格取得代替職員費、家賃助成費など (4) 保育料 58,100円(月額上限) 一定の所得以下の利用者について、保育料を所得に応じて最大50,000円軽減 ・保育料軽減助成額 10,000円～50,000円(軽減後保育料上限 8,100円～48,100円)
	前年度	8,651,000	
	差引	162,895	
	本年度の財源内訳		
国	2,459,023		
県	150,228		
諸収入	112		
市費	6,204,532		
			2 家庭的保育の運営<拡充> 10億4,992万円 保護者の就労・疾病等により日中の保育に欠ける3歳未満の児童を保育する家庭保育福祉員に助成するとともに、複数の福祉員が共同で保育を実施する共同型の家庭的保育を実施します。 また、NPO法人等の事業者に助成して実施するNPO型の家庭的保育を実施します。 (1) 家庭保育事業 3億6,152万円 ア 家庭保育福祉員数 60人(前年度 58人) イ 定員数 240人(前年度 226人) ※福祉員1人あたり定員 3人または5人 ウ 主な助成内容 基本保育費、補助員雇用費、児童処遇費、時間外保育費、設備開設助成費など ※ 補助員雇用費について、児童3人以下の場合の助成時間の上限を1か月あたり184時間に拡充(前年度：児童3人の場合 138時間) (2) NPO等を活用した家庭的保育事業 6億8,840万円 ア 実施か所 49か所(前年度 37か所) イ 定員数 432人(前年度 325人) ※1か所あたり定員 6人から9人 ウ 主な助成内容 基本運営費、児童保育費、時間外保育費、開設準備費など ※26年度から空き定員を活用した一時預かりを実施
			3 小規模保育給付費助成モデル事業<新規> 1億6,734万円 子ども・子育て支援新制度で創設される小規模保育事業を先取りで実施し、保育に要する経費の一部を助成します。 (1) 実施か所 8か所 (2) 定員数 152人 ※1か所あたり定員 10人から19人 (3) 主な助成内容 基本分、保育料軽減費、連携施設経費、家賃助成など
			4 認可外保育施設指導監督・助成事業 1,987万円 認可外保育施設に対し、保育内容や施設の安全管理等について指導監督を実施し、保育環境の向上を図ります。また、調理従事者の保菌検査、施設賠償責任保険の加入にかかる費用及び児童の健康診断費用の助成を実施します。

9	保 育 所 等	
	本 年 度	千円 5,227,941
	前 年 度	2,561,677
	差 引	2,666,264
本年度の財源内訳	国	—
	県	2,646,142
	その他	50,879
	市 費	2,530,920

- 1 保育所整備<拡充>** 41億8,010万円
待機児童解消を継続していくため、必要な保育所及び幼保連携型認定こども園を整備します。
- (1) 保育所の整備
建物整備や民間ビルの内装整備など多様な手法により、37か所（定員増計2,545人）の整備を行います。また、整備を促進するため、内装整備費補助事業の補助上限額（60人定員）を2,250万円から4,500万円に増額します。
- (2) 幼保連携型認定こども園の整備
幼稚園・保育所一体整備型や保育所増設型の建物整備、幼稚園建物の一部改修などにより、7か所（定員増計420人）の整備を行います。
- 2 老朽改築<拡充>** 5億7,184万円
民間保育所の老朽化に伴う改築について、25年度に着手した4か所（定員増計39人）を引き続き進めるほか、26・27年度の2か年事業として新規に8か所着手します。
- 3 小規模保育モデル整備事業<拡充>** 3億8,601万円
待機児童解消を継続していくため、子ども・子育て支援新制度で新たに創設される小規模保育事業（1か所当たり定員10～19人）について、20か所（定員増計326人）の整備を行います。（25年12月補正予算で新設）
- 4 民間保育所耐震対策事業** 9,000万円
耐震補強工事等に必要な費用を補助することにより民間保育所の耐震対策を進めます。
・設計・耐震工事…5か所

【定員数の推移（保育所整備＋老朽改築）】 （単位：人）

年 度	22	23	24	25	26
保育所定員	38,295	40,007	43,607	48,916	51,306
定 員 増	1,712	3,600	5,309	2,390	<3,004>

※「保育所定員」数は、各年度4月1日現在

※「定員増」数は各年度の整備による増加数で、〈 〉内は予算値

【26年度整備予定】

整備内容	整 備 手 法	箇所数	受入増(人)	開所予定
新 設	保育所の整備	37	2,545	
	市有地等貸付等	5	385	27年4月
	法人所有地	5	300	27年4月
	民間ビルの改修等	27	1,650	27年4月
	自主財源整備	—	210	27年4月
	幼保連携型認定こども園の整備	7	420	27年4月
	小 計	44	2,965	
老 朽 改 築	25年度からの継続分	4	39	27年4月
	新規着手分（26・27年度事業）	(8)	(80)	28年4月
保育所の定員増の合計			3,004	
既存園改修による受入枠拡大		—	170	
小規模保育モデル整備事業		20	326	27年4月ほか

※（ ）内は、28年4月開所予定のもので外数

10	幼児教育事業	事業内容 私立幼稚園の園児の保護者負担軽減を図る就園奨励補助や私立幼稚園預かり保育、特別支援教育費等の補助、幼児教育研修・交流等の事業を行います。																																																	
本年度	千円 9,171,825	1 私立幼稚園就園奨励補助事業<拡充> 74億1,004万円 私立幼稚園に通う園児の保護者の経済的負担軽減を図るため、保育料の一部を補助します。(対象者 約61,000人) 国では、すべての子どもに質の高い幼児教育を保障するため、低所得世帯と多子世帯を対象として、補助金額の増額、補助対象の拡充を行っています。 これに伴い、本市では、 <u>生活保護世帯について、補助単価を増額し、平均保育料相当額(308,000円)を補助します。</u> <u>また、多子世帯についても補助単価を増額し、第2子は平均保育料相当額の半額以上、第3子は平均保育料相当額を補助します。</u>																																																	
前年度	7,530,366																																																		
差引	1,641,459																																																		
本年度の財源内訳	国	2,021,425																																																	
	県	—																																																	
	その他	142																																																	
	市費	7,150,258																																																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">市民税額</th> <th colspan="2">対象園児分布率(%)</th> <th colspan="2">補助単価(円)</th> </tr> <tr> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>生保</td> <td>0.05</td> <td>0.04</td> <td>226,200 ()</td> <td>308,000 ()</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>非課税</td> <td>4.19</td> <td>3.98</td> <td>196,200 ()</td> <td>199,200 ()</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>所得割非課税</td> <td>0.46</td> <td>0.46</td> <td>196,200 ()</td> <td>199,200 ()</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>77,100円以下</td> <td>5.95</td> <td>5.41</td> <td>132,200 (20,000)</td> <td>132,200(17,000)</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>211,200円以下</td> <td>44.76</td> <td>45.29</td> <td>107,200 (57,400)</td> <td>107,200 (45,000)</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>211,200円超</td> <td>44.59</td> <td>44.82</td> <td>48,000 (48,000)</td> <td>48,000 (48,000)</td> </tr> </tbody> </table>		区分	市民税額	対象園児分布率(%)		補助単価(円)		H25	H26	平成25年度	平成26年度	A	生保	0.05	0.04	226,200 ()	308,000 ()	B	非課税	4.19	3.98	196,200 ()	199,200 ()	C	所得割非課税	0.46	0.46	196,200 ()	199,200 ()	D	77,100円以下	5.95	5.41	132,200 (20,000)	132,200(17,000)	E	211,200円以下	44.76	45.29	107,200 (57,400)	107,200 (45,000)	F	211,200円超	44.59	44.82	48,000 (48,000)	48,000 (48,000)	※第1子の場合。年額。()内は市単独分	
区分	市民税額	対象園児分布率(%)				補助単価(円)																																													
		H25	H26	平成25年度	平成26年度																																														
A	生保	0.05	0.04	226,200 ()	308,000 ()																																														
B	非課税	4.19	3.98	196,200 ()	199,200 ()																																														
C	所得割非課税	0.46	0.46	196,200 ()	199,200 ()																																														
D	77,100円以下	5.95	5.41	132,200 (20,000)	132,200(17,000)																																														
E	211,200円以下	44.76	45.29	107,200 (57,400)	107,200 (45,000)																																														
F	211,200円超	44.59	44.82	48,000 (48,000)	48,000 (48,000)																																														
		2 私立幼稚園預かり保育等事業<拡充> 14億273万円 保育所待機児童解消と多様な保育ニーズへの対応を図ることを目的とし、幼稚園の保育資源を利用した長時間保育に対し、運営費を補助します。また、認定こども園への移行を支援します。		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">平成25年度</th> <th colspan="2">平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常型</td> <td>76園</td> <td>3,049人</td> <td>77園</td> <td>2,842人</td> </tr> <tr> <td>平日型</td> <td>60園</td> <td>1,166人</td> <td>83園</td> <td>1,486人</td> </tr> <tr> <td>実施園合計</td> <td>136園</td> <td>4,215人</td> <td>160園</td> <td>4,328人</td> </tr> </tbody> </table>		項目	平成25年度		平成26年度		通常型	76園	3,049人	77園	2,842人	平日型	60園	1,166人	83園	1,486人	実施園合計	136園	4,215人	160園	4,328人																										
項目	平成25年度		平成26年度																																																
通常型	76園	3,049人	77園	2,842人																																															
平日型	60園	1,166人	83園	1,486人																																															
実施園合計	136園	4,215人	160園	4,328人																																															
		※平成25年度認定済園数は156園(平成26年3月31日現在)		※月平均の人数 平成25年度は平成25年4月から12月末までの月平均の実績																																															
		3 私立幼稚園補助事業 1億2,700万円 私立幼稚園に対し、施設・設備の整備等の経費の補助を行うことにより、幼稚園の教育条件の維持及び向上を図り、もって幼児教育の健全な発展に役立てます。 280園(前年同)																																																	
		4 私立幼稚園等特別支援教育費補助事業 1億6,960万円 私立幼稚園等に在園している障害児に対する教育が、障害の種別・程度などに応じて適切に行われるよう、その経費の一部を設置者に補助し、障害児の教育に役立てます。 848人(前年同) 補助単価 上限20万円/人(年額)																																																	
		5 私立幼稚園施設整備費補助事業 3,000万円 1件300万円以上の園舎修繕工事について補助し、既存の幼稚園の良好な教育環境を確保します。 20園(前年同)、補助対象経費×1/3(上限150万円)																																																	
		6 幼児教育研修・交流等事業 3,247万円 人格形成の基礎となる乳幼児期から小学校以降に渡る「育ちの連続性・接続」を踏まえた保育・教育の充実を図る研究・研修を進めます。平成23年度に策定した「横浜版接続期カリキュラム」の理解を深め、浸透を図りながら、連続性・一貫性のある保育・教育を進めることで、豊かな子どもの育ちと学びにつなげていきます。また、実践に基づく研究を積み重ね、接続期カリキュラムの更なる充実を図っていきます。 保護者や地域と「共に育てる意識」を高める交流事業を行い、子どもの育ちを支える人的環境を豊かにしていきます。																																																	
		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>研修</td> <td>接続期研修会(年4回)、幼保小教育連携研修会(年1回)、幼稚園新採用教員研修会(年3回)保育教諭研修検討会(26年度新規:年10回)</td> </tr> <tr> <td>研究</td> <td>幼保小連携推進地区事業(36地区)、接続期カリキュラム実践事例研究</td> </tr> <tr> <td>交流事業</td> <td>区幼保小教育交流事業(区毎)</td> </tr> </tbody> </table>				研修	接続期研修会(年4回)、幼保小教育連携研修会(年1回)、幼稚園新採用教員研修会(年3回)保育教諭研修検討会(26年度新規:年10回)	研究	幼保小連携推進地区事業(36地区)、接続期カリキュラム実践事例研究	交流事業	区幼保小教育交流事業(区毎)																																								
研修	接続期研修会(年4回)、幼保小教育連携研修会(年1回)、幼稚園新採用教員研修会(年3回)保育教諭研修検討会(26年度新規:年10回)																																																		
研究	幼保小連携推進地区事業(36地区)、接続期カリキュラム実践事例研究																																																		
交流事業	区幼保小教育交流事業(区毎)																																																		

11	放課後の居場所づくり		事業内容 すべての子どもたちに、豊かな放課後を過ごせる場所と機会を提供するため、すべての小学校で「はまっ子ふれあいスクール」から「放課後キッズクラブ」への転換を進めるとともに、「放課後児童クラブ」に対する支援を行います。「放課後キッズクラブ」への転換までは、「はまっ子ふれあいスクール」を、引き続き実施します。 26年度から、すべての放課後児童育成事業で、障害児の受け入れのための補助を増額します。(368,000円/人→402,000円/人) また、公園の一部を「子どもの創造力を生かした自由な遊び場」として活用する、プレイパークの活動を支援します。
	本年度	千円 4,972,859	
	前年度	4,634,902	
	差引	337,957	
本年度の財源内訳	国	1,114,941	
	県	—	
	その他	2,253	
	市費	3,855,665	
			<p>1 放課後児童育成事業<拡充> 49億3,992万円</p> <p>(1) 放課後キッズクラブ事業 <拡充> 15億230万円</p> <p>学校施設等を活用し、留守家庭児童を含むすべての児童を対象にして、安全で快適な放課後の居場所を確保し、児童の健全な育成を行います。なお、<u>26年度は、留守家庭児童対応等、緊急性の高い小学校にある「はまっ子ふれあいスクール」からの転換を進めます。</u></p> <p>ア 実施か所数 108か所 (新規 19か所、継続 89か所) イ 運営主体 NPO法人、社会福祉法人、株式会社等 ウ 対象児童 原則として、当該実施校に通学する1～6年生で、参加を希望する児童 エ 開設日 毎週月曜日から土曜日まで (日曜、祝日、年末年始を除く) オ 開設時間 平日 : 放課後～19時 土曜日・長期休業日等 : 8時30分～19時</p> <p>(2) はまっ子ふれあいスクール事業 18億4,914万円 学校施設を活用して、遊びを通じた異年齢児間の交流を促進することにより、児童の創造性や自主性、社会性を養い、健やかな成長を支援します。 ア 実施か所数 238か所 (放課後キッズクラブ転換分19か所を除く) イ 運営主体 はまっ子ふれあいスクール運営委員会等 ウ 対象児童 原則として、当該実施校に通学する1～6年生で参加を希望する児童 エ 開設日 毎週月曜日から土曜日まで (日曜、祝日、年末年始を除く) オ 開設時間 平日 : 放課後～18時【充実型】放課後～19時 土曜日・長期休業日等 : 9時～18時【充実型】8時半又は9時～19時</p> <p>(3) 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) <拡充> 15億8,848万円 地域の理解と協力のもと、保護者の就労等により留守家庭となる、児童の保護及び遊びを通じた健全育成を行います。 ア 実施か所数 218か所 (新規 10か所<分割4か所、新設6か所>、継続 208か所) イ 運営主体 運営委員会、NPO法人等 ウ 対象児童 小学校1～3年生の留守家庭児童で、入会を希望する児童 ※障害のある児童及び特別の事由がある児童は6年生まで エ 開設日 毎週月曜日から土曜日まで (日曜、祝日、年末年始を除く) オ 開設時間 平日 : 放課後～18時 (クラブによっては18時以降も開設) 土曜日・長期休業日等 : 9時～18時</p> <p>※25年度から引き続き、新法に対応するため、分割・移転の準備経費を補助します。また、<u>26年度から、分割・移転により安全性の確保された施設に移った場合に限り、施設賃借料補助を増額します。(上限15万円/月→上限20万円/月、12か所)【再掲(2,720万円)4ページ参照】</u></p> <p>2 プレイパーク支援事業 ※環境創造局との共管事業 3,294万円 地域主体で、公園の一部を「子どもの自由な遊びの場」として活用する、プレイパークの活動を支援します。 (1) 支援対象 26か所 (継続 26か所) (2) 開設日時 週4回～月1、2回、概ね10時～17時(実施場所及び季節により異なる) (3) 支援内容 プレイリーダーの派遣・人材養成、コーディネーターの派遣等</p>

12	すべての子ども・若者の健全育成の推進		事業内容 地域の環境づくりをはじめ、団体支援や青少年関係施設の運営等により、すべての子ども・若者の健全育成の推進に取り組みます。	
	本年度	千円 664,093	1 青少年を育む地域の環境づくり 9,110万円 社会環境改善事業や（公財）よこはまユース補助事業、青少年の地域活動拠点事業等を通じて、青少年の健やかな成長を地域で支える環境を整備します。 (1) 社会環境改善事業 有害図書類の適正な区分陳列促進対策や青少年の深夜外出防止対策などの社会環境改善事業を市民団体等との連携により実施します。 (2) （公財）よこはまユース補助事業 ア 地域における子ども・若者の育成、自立に関する啓発講座の実施 イ 青少年の居場所の活動支援（3区） ウ 自然・社会体験活動機会の提供 エ 青少年の支援に関わる人材の育成等 (3) 青少年の地域活動拠点事業 中・高校生世代の青少年が安心して気軽に集い、仲間や異世代との交流、社会参加・就業体験等を行う、地域活動拠点の運営費を補助します。（5区）	
前年度	643,975	(4) 道志村自然体験推進事業 青少年の自然体験活動の機会の充実と、道志村と横浜市との友好交流の機会を促進するため、道志村における青少年の自然体験活動の推進を図ります。 ア 18歳以下の横浜市民を対象に、道志村内のキャンプ場の施設使用料を助成等 イ 道志村の児童を対象に、1泊2日で横浜市へ受入れ ウ 横浜市の児童を対象に、道志村でのキャンプ事業を実施		
差引	20,118		2 青少年育成に携わる団体等の支援 384万円 (1) 地域において青少年育成に取り組む青少年指導員の活動支援 ア 委嘱人数 2,599人（平成26年4月1日現在） イ 事業内容 青少年指導員大会、研修会、全市一斉統一行動パトロール、統一行動キャンペーン、社会環境実態調査、県民大会等 (2) 横浜市子ども会連絡協議会等の青少年関係団体や保護司会協議会への補助	
本年度の財源内訳	国	—		3 青少年関係施設の運営等＜拡充＞ 5億6,647万円 (1) 青少年施設及び野外活動施設等の管理運営 所管施設：横浜子ども科学館、横浜市野島青少年研修センター 横浜市青少年育成センター、横浜市青少年交流センター 横浜市青少年野外活動センター（三ツ沢公園、くろがね、子ども自然公園） (2) <u>横浜子ども科学館改修工事＜新規＞</u> 横浜子ども科学館が平成26年5月に開館30周年を迎えることを機に、より快適に、誰もが見やすいプラネタリウムとなるように座席更新等を行います。＜一部、社会福祉基金を活用＞
	県	8,308		
	その他	39,225		
	市費	616,560		
4 横浜市子ども・若者支援協議会の運営 269万円 「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、すべての子ども・若者が、他者と交流する中で、自己肯定感を持ち成長できる社会を目指して「横浜市子ども・若者支援協議会」を運営します。				

13	困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実		事業内容 青少年相談センター、地域ユースプラザ及び若者サポートステーションを中心に、困難を抱える子ども・若者の自立支援施策の充実に取り組みます。	
			1 青少年相談センターにおける相談・支援事業 4,857万円 青少年及びその保護者を対象に総合相談や社会参加に向けた継続支援を行います。また、若者支援を担う人材や団体の育成に取り組みます。	
			2 地域ユースプラザ事業<拡充> 1億1,472万円 地域において不登校やひきこもり状態などにある青少年の自立を支援する「地域ユースプラザ」の運営費を補助します。	
			3 若者サポートステーション事業 4,674万円 職業的自立に向けた相談支援等を行う「若者サポートステーション」の運営費を補助します。	
本年度		千円	365,022	(1) 個別相談・支援（電話、来所、訪問） (2) 学生などのユースサポーターの訪問によるひきこもり当事者への支援
前年度			339,092	(3) グループ活動や、宿泊体験、社会参加体験事業等 (4) 関係機関等との連携促進及び若者支援者への研修等
差引			25,930	
本年度の財源内訳	国		11,125	(1) 運営か所 4か所 (2) 事業内容
	県		75,875	ア 地域における相談及びひきこもり状態からの回復期にある青少年の居場所の運営（精神科医師によるスタッフへの助言等を開始）
	その他		2,026	イ 社会体験・就労体験プログラムの実施
	市費		275,996	ウ 地域の関係支援機関等とのネットワークづくり
4 生活困窮状態の若者に対する相談支援事業(若者サポートステーション拡充事業) 6,501万円 若者サポートステーションに相談員を配置し、生活困窮状態にある若者に対する職業的自立に向けた相談支援を委託により実施します。				
5 よこはま型若者自立塾<拡充> 3,395万円 ひきこもりや無業状態にある若者の社会的・経済的自立を支援する「よこはま型若者自立塾」の運営費を補助します。また、 <u>26年10月から長期・継続型訓練の生活拠点</u> を拡充し（新規1か所+継続1か所）、生活困窮状態にある若者に対する支援を委託により実施します。				
・事業内容 共同生活による以下の生活改善プログラムを実施 ア 合宿型による、地域でのボランティア活動等を通じた訓練 イ 専用施設における農業を通じた長期・継続型訓練				
6 寄り添い型学習等支援事業(健康福祉局共管事業)<拡充> 5,603万円 生活保護世帯及び経済的困窮状態にある家庭や、養育環境に課題があり支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対して、学習支援等を委託により全区で実施します。				
・実施区 新規5区（合計18区）				

14		地域療育センター 関係事業		<p>事業内容</p> <p>0歳から小学校期までの障害児の療育に関する専門機関・地域における中核機関として地域療育センターの運営を行います。 また、発達障害のある児童への対応等に関する小学校教職員への支援や発達障害児を対象とした通所支援事業を実施します。</p> <p>1 地域療育センター運営事業 27億5,266万円</p> <p>心身に障害がある、又はその疑いのある児童の、地域における療育体制の充実などを目的として、方面別に設置している地域療育センターの運営を行います。 また、通園施設利用世帯への施設利用料減免を法的に同類型の民間施設の利用者負担に合わせるため廃止しますが、<u>地域療育センターのみが実施している食事の提供は、療育の一環であるため、新たに食費減免を実施します。</u></p> <p>(1) センター一覧及び予算内訳 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>センター名</th> <th>運営法人等</th> <th>本年度予算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 南部地域療育センター</td> <td rowspan="3">指定管理者：(福)青い鳥</td> <td>381,235</td> </tr> <tr> <td>2 中部地域療育センター</td> <td>365,638</td> </tr> <tr> <td>3 東部地域療育センター</td> <td>371,685</td> </tr> <tr> <td>4 戸塚地域療育センター</td> <td rowspan="2">指定管理者： (福)横浜市リハビリテーション事業団</td> <td>386,454</td> </tr> <tr> <td>5 北部地域療育センター</td> <td>317,294</td> </tr> <tr> <td>6 西部地域療育センター</td> <td></td> <td>347,198</td> </tr> <tr> <td>7 地域療育センターあおば</td> <td>民設民営：(福)十愛療育会</td> <td>281,056</td> </tr> <tr> <td>8 よこはま港南地域療育センター</td> <td>民設民営：(福)横浜市リハビリテーション事業団</td> <td>302,095</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>2,752,655</td> </tr> </tbody> </table> <p>※総合リハビリテーションセンターでも同様のサービスを提供しています。</p> <p>(2) サービス内容</p> <table border="1"> <tr> <td>相談・地域サービス部門</td> <td>福祉保健センターが行う療育相談へのスタッフ派遣、保育所や幼稚園などの関係機関への巡回訪問による技術支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援等</td> </tr> <tr> <td>診療部門</td> <td>診断、検査、評価、訓練指導等</td> </tr> <tr> <td>通園部門</td> <td>児童発達支援センター(知的障害児) 医療型児童発達支援センター(肢体不自由児)での療育訓練</td> </tr> </table> <p>2 地域療育センター学校支援事業 1億4,365万円</p> <p>地域療育センター及び総合リハビリテーションセンターの専門スタッフが小学校を訪問し、主として自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害等の発達障害のある児童への学校内での対応に関する研修や教職員への支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施か所 9か所 <p>(1) 小学校教職員を対象とした研修 一般学級・個別支援学級担任教諭、特別支援教育コーディネーター等への障害に関する研修の実施、学校が企画した研修等への協力</p> <p>(2) 小学校教職員への技術的支援 児童とのコミュニケーションのとり方、掲示物などの表示方法や教室内の環境設定、教材の活用方法等に関する助言など</p> <p>3 地域療育センター発達障害児通所支援事業 3億3,276万円</p> <p>地域療育センター及び総合リハビリテーションセンターが運営する児童発達支援事業所において、主として知的に遅れのない発達障害児を対象に集団療育を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施か所 9か所 	センター名	運営法人等	本年度予算	1 南部地域療育センター	指定管理者：(福)青い鳥	381,235	2 中部地域療育センター	365,638	3 東部地域療育センター	371,685	4 戸塚地域療育センター	指定管理者： (福)横浜市リハビリテーション事業団	386,454	5 北部地域療育センター	317,294	6 西部地域療育センター		347,198	7 地域療育センターあおば	民設民営：(福)十愛療育会	281,056	8 よこはま港南地域療育センター	民設民営：(福)横浜市リハビリテーション事業団	302,095	計		2,752,655	相談・地域サービス部門	福祉保健センターが行う療育相談へのスタッフ派遣、保育所や幼稚園などの関係機関への巡回訪問による技術支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援等	診療部門	診断、検査、評価、訓練指導等	通園部門	児童発達支援センター(知的障害児) 医療型児童発達支援センター(肢体不自由児)での療育訓練
センター名	運営法人等	本年度予算																																			
1 南部地域療育センター	指定管理者：(福)青い鳥	381,235																																			
2 中部地域療育センター		365,638																																			
3 東部地域療育センター		371,685																																			
4 戸塚地域療育センター	指定管理者： (福)横浜市リハビリテーション事業団	386,454																																			
5 北部地域療育センター		317,294																																			
6 西部地域療育センター		347,198																																			
7 地域療育センターあおば	民設民営：(福)十愛療育会	281,056																																			
8 よこはま港南地域療育センター	民設民営：(福)横浜市リハビリテーション事業団	302,095																																			
計		2,752,655																																			
相談・地域サービス部門	福祉保健センターが行う療育相談へのスタッフ派遣、保育所や幼稚園などの関係機関への巡回訪問による技術支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援等																																				
診療部門	診断、検査、評価、訓練指導等																																				
通園部門	児童発達支援センター(知的障害児) 医療型児童発達支援センター(肢体不自由児)での療育訓練																																				
本年度		千円 3,229,069																																			
前年度		3,326,546																																			
差引		△ 97,477																																			
本年度の 財源内訳	国	45,430																																			
	県	23,374																																			
	その他	117																																			
	市費	3,160,148																																			

15	在宅障害児及び施設利用児童への支援等		<p>1 障害児通所支援事業等<拡充> 32億1,639万円</p> <p>(1) 障害児通所支援 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）を利用する者に対して給付費を支出します。 <u>また、新たに国制度を活用して、多子世帯に対する減免を実施します。</u> <予算の増減理由> 通所支援事業者数、特に放課後等デイサービス事業者数の大幅な増により給付費が増加しています。 <放課後等デイサービス事業者数> 25年度予算時 30か所→26年度予算時 95か所 <放課後等デイサービスの1月あたり利用児童人数> 平成25年度 825人(見込み)→平成26年度 3499人</p> <p>(2) 障害児居場所づくり事業 市単独で障害児居場所事業を行ってきましたが、法定事業の放課後等デイサービス事業への移行を進めています。 <障害児居場所づくり事業実施事業所数> 平成24年度：20か所、平成25年度：15か所、 平成26年度：4か所（うち2か所が平成26年度中に放課後等デイサービスへ移行予定）</p> <p>2 学齢後期障害児支援事業 1億1,123万円 学齢後期(中学・高校生年代)の主として発達障害のある児童又はその疑いのある児童を対象として、思春期における障害に伴う生活上の課題の解決に向けて、診療、相談、通学先学校等関係機関との調整などを行います。</p>
	本年度	千円	4,865,296
	前年度		3,347,631
	差引		1,517,665
	本年度の財源内訳	国	
県			791,478
その他			18,552
市費			1,953,495

・実施内容
 診療（初診、再診）、相談、相談に基づく関係機関との連携支援、家族への相談支援等

・実施機関
 小児療育相談センター（所在地：神奈川区西神奈川1丁目9番1号）
 総合リハビリテーションセンター（所在地：港北区鳥山町1770番地）
 学齢後期発達相談室くらす（所在地：港南区上大岡西2-8-18 ジャパンビル3階）

3 メディカルショートステイシステム事業 2,955万円
 常時医学的管理が必要な医療的ケアを要する重症心身障害児者等を在宅で介護する家族の負担軽減を目的として、介護者の事情により一時的に在宅生活が困難になった場合などに市立病院や地域中核病院等の協力を得て入院による受け入れ（メディカルショートステイ）を行い、在宅生活の安定を図ります。<協力医療機関10病院>
 （将来にわたるあんしん施策に含む。）

4 医療環境整備事業 301万円
 医療的ケアを要する重症心身障害児者の在宅生活を支えるため、訪問看護師を対象とした研修や在宅支援関係者によるネットワーク連絡会を開催し、医療環境の充実を図ります。また、重症心身障害児者のかかりつけ医と一次医療機関・二次医療機関のネットワーク構築に向けて検討を行います。

5 障害児入所支援事業等 15億512万円
 養護上の課題や、障害に伴う社会生活上の課題の解決のために、児童相談所による利用調整を経て、障害児施設への入所に伴う費用（措置費及び障害児入所給付費）を支出します。また、契約により入所している児童の世帯に対して、措置による入所と同等の費用負担となるように、本市独自の利用者負担助成を行います。施設に対しては、職員の加配等を行うことで、機能強化を図り、支援を充実させます。<26年度見込み数：228人>

16	障害児施設の備		1 重症心身障害児施設の整備 10億3,292万円 市内の重症心身障害児施設が不足しており、市外・県外施設にも入所せざるを得ない状況となっています。また、在宅で早期に入所が必要な方も多くいる状況です。これらを改善するため、市内4か所目の施設を整備します。26年度は工事を実施します。 <整備スケジュール> 22年度：基礎調査 23年度：法人選定 24年度：基本設計 25年度：実施設計 26年度：工事 27年度：しゅん工、開所予定 <整備地> 港南区港南台四丁目6番地 <定員> 160人（長期入所 136人、短期入所 24人） <整備・運営法人> 社会福祉法人 十愛療育会	
			本年度	千円 1,210,809
			前年度	173,715
			差引	1,037,094
本年度の財源内訳	国	155,846	2 横浜市なしの木学園の再整備 5,296万円 老朽化が進んでいる福祉型障害児入所施設「横浜市なしの木学園」について、より望ましい生活環境を確保するために、民営化及び現敷地内での再整備を行います。26年度は実施設計を行うとともに、民営化に向けた引継ぎを行います。 （将来にわたるあんしん施策に含む。） <整備及び民営化スケジュール> 24年度：基本調査 25年度：法人選定、基本設計 26年度：実施設計、運営引継ぎ 27年度：選定法人による運営開始（民営化）、新棟着工 28年度：新棟しゅん工 29年度：既存棟改修 <所在地> 泉区下飯田町330番地 <定員> 70人（長期入所 60人、短期入所 10人） <整備・運営法人> 社会福祉法人 試行会	
	県	—		
	その他	—		
	市費	1,054,963		
3 白根学園児童寮の再整備 1億2,493万円 福祉型障害児入所施設「白根学園児童寮」について、老朽化及び耐震上の問題を解消し、入所児童に適切な支援を提供できる環境を整えるため、現敷地内で再整備を行います。26年度は工事を実施します。 <整備スケジュール> 24年度：基本設計、25年度：実施設計、26年度：着工、27年度：しゅん工、既存棟解体 <所在地> 旭区白根七丁目10番6号 <定員> 34人（長期入所 30人、短期入所 4人） <整備・運営法人> 社会福祉法人 白根学園				

17	児童養護施設等における家庭的支援の充実		事業内容																								
	本年度	千円 5,946,054	1 児童福祉施設の整備<拡充> 6億8,742万円 民間児童福祉施設耐震対策事業として、耐震対策が必要な3施設の再整備を進めます。 乳児院「白百合ベビーホーム」は工事を進め、年度内の施設完成を目指します。 25年度に設計を完了する母子生活支援施設「くらき」は、移転再整備工事に着手します。 また、新たに、乳児院「久良岐乳児院」を現敷地で再整備するための設計を行います。																								
	前年度	5,679,572	【施設概要】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>整備内容</th> <th>実施内容</th> <th>所在区</th> <th>定員</th> <th>しゅん工予定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳児院「白百合ベビーホーム」再整備</td> <td>工事</td> <td>泉区</td> <td>40人</td> <td>26年度</td> </tr> <tr> <td>母子生活支援施設「くらき」移設</td> <td>工事</td> <td>戸塚区</td> <td>20世帯</td> <td>27年度</td> </tr> <tr> <td>乳児院「久良岐乳児院」再整備</td> <td>設計</td> <td>南区</td> <td>30人</td> <td>28年度</td> </tr> </tbody> </table>					整備内容	実施内容	所在区	定員	しゅん工予定	乳児院「白百合ベビーホーム」再整備	工事	泉区	40人	26年度	母子生活支援施設「くらき」移設	工事	戸塚区	20世帯	27年度	乳児院「久良岐乳児院」再整備	設計	南区	30人	28年度
	整備内容	実施内容	所在区	定員	しゅん工予定																						
乳児院「白百合ベビーホーム」再整備	工事	泉区	40人	26年度																							
母子生活支援施設「くらき」移設	工事	戸塚区	20世帯	27年度																							
乳児院「久良岐乳児院」再整備	設計	南区	30人	28年度																							
差引	266,482	2 里親推進事業<拡充> 2,544万円 里親での受入れを推進するために、広報啓発活動、制度説明会、各種研修会を開催するとともに、里親支援専門相談員を児童福祉施設に配置し、また、里親会での里親支援事業を本格実施します。																									
本年度の財源内訳	国	2,402,207	3 ファミリーホーム事業<拡充> 2億4,280万円 (7 児童措置費等の内数) 家族と離れて暮らす児童を、地域の家庭的な環境の中で養育するファミリーホーム事業を実施するとともに、新規ホーム開設の推進を図ります。 (新規4か所+継続9か所)																								
	その他	42,566	4 自立援助ホーム事業 6,393万円 (7 児童措置費等の内数) 義務教育終了後に児童養護施設等を退所し、自立生活を目指す児童に対して、共同生活の中で就業支援等を行い、自立と生活の安定に向けた援助を行います。 (継続4か所)																								
	市債	423,000	5 養育家庭支援機能の強化<拡充> 1億4,535万円 (1) 横浜型児童家庭支援センター 支援が必要な地域で生活する家族を、相談支援事業、子育て短期支援事業、区役所や児童相談所等の関係機関との連携により支援します。 また、利便性や児童養護施設等の設置状況から、施設併設型のみではなく、独立型の整備を実施します。 (新規1か所+継続6か所)																								
	市費	3,078,281	(2) 子育て短期支援事業 家庭での養育が難しい場合、児童家庭支援センターや乳児院、児童養護施設で、ショートステイやトワイライトステイ等の短期的な預かりを実施します。 (継続10か所)																								
			6 施設等退所後児童に対するアフターケア事業 3,331万円 児童養護施設等を退所した後に、就職や進学等により社会で自立した生活を安定して送れるように、施設等の入所時点から相談、情報提供、就職・進学への支援、居場所の運営等を実施します。 また、確実な就職に向けた支援として、資格取得資金や大学進学等自立生活資金を給付します。 <社会福祉基金を活用>																								
			7 児童措置費等 50億5,454万円 児童福祉法に基づき要保護児童を入所施設に措置した場合や里親等に委託した場合、また、母子家庭の母子生活支援施設への入所や妊産婦の助産施設への措置を行った場合に、施設の設備及び運営の基準を維持する費用を支弁します。また、施設職員の加配等を行うことで、児童の処遇向上を図ります。 被虐待児の増加や本体施設の高機能化に伴い、児童養護施設等職員の資質向上のための研修事業を新たに実施し、職員の専門性の向上に努めます。																								

18	ひとり親家庭等の自立支援		母子家庭、父子家庭等の自立促進を図るため、就労支援等を行います。
			1 ひとり親家庭等の自立支援 2億8,156 万円
			(1) 自立支援教育訓練給付金 職業能力開発の講座受講者に、受講料の一部を支給します。
			(2) 高等技能訓練促進費 看護師等の資格取得のために、2年を上限に修業する期間の生活費を支給します。
本年度		千円 281,564	(3) 就職支援セミナー・講習会事業 就職に役立つセミナーや講座を実施します。
前年度		312,092	(4) 母子家庭等就業・自立支援センター事業 就労支援を柱とした相談、自立支援事業を実施します。
差引		△ 30,528	(5) 在宅就業支援事業 IT関係の在宅就業に必要な訓練を自宅で実施し、その間の生活を支援するため訓練手当を支給します。
本年度の財源内訳	国	120,269	(6) 日常生活支援事業 疾病や就職活動等で一時的に支援が必要な人に、家庭生活支援員を派遣します。
	県	91,146	(7) ひとり親家庭支援環境整備事業<新規> ひとり親家庭の総合的な窓口を設置し、情報提供や相談、関係機関の連携強化、ひとり親家庭の交流を充実させます。
	その他	527	(8) 面会交流支援事業<新規> 子どもの健やかな育ちのために、必要に応じて、別居中の親との面会・交流を支援します。
	市費	69,622	

19	DV被害者等対策事業		1 DV被害者等に対する地域での生活に向けた支援の充実
			(1) DV相談支援センター 3,414 万円 DV被害者等を対象に、こども青少年局・区福祉保健センター・男女共同参画センターの3者が、相談・安全確保から自立までの切れ目のない支援を行います。
			(2) シェルター等における自立に向けた支援 DV被害者等の地域での生活に向けて、住まい探し・就労等の課題解決に安心して臨めるように、利用期間にも配慮しながら、専門的に支援する職員の体制を確保します。 (実施施設：5か所)
			また、周産期対応を行う民間団体に、職員を配置し、支援体制を確保します。 (実施施設：1か所)
本年度		千円 138,152	(3) 外国籍女性と子どもへの総合的自立支援事業 民間支援団体との協働により、様々な生活問題を抱える外国籍女性と子どもへの電話や面接による相談・支援を行います。 (実施施設：1か所)
前年度		121,630	(4) 母子生活支援施設退所後のフォロー支援 母子生活支援施設退所後1年未満の退所者を主な対象者として訪問・電話相談を行い、自助グループ等の育成や支援者の発掘・育成を行うフォロー支援職員を配置し、退所後の支援を行います。 (実施施設：7か所)
差引		16,522	
本年度の財源内訳	国	—	
	県	46,949	
	その他	—	
	市費	91,203	
			2 母子生活支援施設緊急一時保護事業 <拡充> 8,702 万円 DV等により緊急の保護を要する母子を一時的に母子生活支援施設に保護し、相談・支援等を行います。また、26年度は新たに実施施設を1か所増やし、受入れ体制の拡充を行います。 (新規1か所+継続5か所)
			3 女性緊急一時保護施設補助事業 1,600 万円 民間の女性緊急一時保護施設の運営費を補助し、受入れ体制を確保します。 (実施施設：3か所)
			4 加害者更生プログラムへの運営費補助 100 万円 DV被害者支援の一環として、加害者更生プログラムを実施している民間団体に対し、その運営費の一部を補助します。 (実施施設：1か所)

20	児童虐待への取り組みの充実		事業内容 23年3月に策定した児童虐待対策プロジェクトの報告を踏まえ、児童虐待防止への取組をより充実させていきます。
	本年度	千円 1,716,056	1 児童相談所の運営と機能強化 11億645万円 (1) 児童相談所の管理運営 4か所の児童相談所で、相談や調査・指導、児童の一時保護等を実施します。 (2) 児童虐待防止対策事業 児童虐待の早期発見・早期対応、再発防止や深刻化防止のため、関係機関と協力して在宅支援の強化や日常生活の福祉の向上等に取り組みます。 ・よこはま子ども虐待ホットラインの運営 児童虐待の相談・通告に24時間365日対応 ・児童虐待の相談・通告への対応 中央児童相談所に緊急対応の職員を配置し、夜間・休日における児童虐待の相談・通告に迅速に対応 ・弁護士、医師等の専門家による助言等 支援が困難な事例に対して、専門家による法的・医学的助言等を受け、支援を強化 ・未成年後見人への助成 児童相談所長が選任請求し、家庭裁判所に認められた未成年後見人に対する助成 (26年度対象児童見込数：6人)
	前年度	1,566,723	
	差引	149,333	
本年度の財源内訳			
	国	274,428	2 家庭訪問の充実 1億7,400万円 (1) 育児支援家庭訪問事業(区)(再掲) 【6ページ参照】 区福祉保健センターの育児支援家庭訪問員(看護職嘱託員・アルバイト)が、子育てへの不安や孤立感を抱える家庭を訪問し、育児不安の解消を目的に育児の相談・支援を行うほか、育児支援ヘルパーを派遣し、家事・育児負担を軽減します。 (延べ訪問見込件数：4,200回) (2) 養育支援家庭訪問事業(児童相談所) 児童虐待の再発防止等に向け、児童の養育について問題を抱える家庭に、児童相談所から養育支援家庭訪問員(社会福祉主事等)やヘルパーを派遣し、相談や家事支援を行います。 (養育支援家庭訪問員；8名、ヘルパー派遣予定回数；26年度、5,400回)
	県	91,381	
	その他	30,788	
	市費	1,319,459	
	(3) 児童相談所における人材の育成 児童相談所職員を対象とした、医師・大学教授等の外部専門講師による研修の充実などにより、虐待対応等の援助技術の向上を図ります。		3 母子保健事業の充実(区)(再掲)【6ページ参照】 1億1,373万円 不適切養育につながるリスクが高い健診未受診者等への対策を強化します。 (1) 妊婦健康診査受診勧奨の推進 妊婦健診について、母子健康手帳交付時に受診勧奨を行います。 (2) 乳幼児健康診査未受診者対策の強化 乳幼児健診等の受診状況を「母子保健システム」で確認し、迅速に受診勧奨を行うとともに相談支援を実施します。また、未受診者の状況把握を進めます。

4 保育所での見守り強化(保育所) 5,237万円

児童虐待の再発防止や深刻化防止のため、被虐待児を優先的に保育所に入所させ、見守りを行うとともに、円滑な園運営のために必要となるアルバイト保育士を配置します。

5 養育家庭支援機能の強化(再掲)＜拡充＞【21ページ参照】 1億4,535万円

(1) 横浜型児童家庭支援センター

支援が必要な地域で生活する家族を、相談支援、子育て短期支援事業、区役所や児童相談所等の関係機関との連携により支援します。

また、利便性や児童養護施設等の設置状況から、施設併設型のみではなく、独立型の整備を実施します。 (新規1か所+継続6か所)

(2) 子育て短期支援事業

家庭での養育が難しい場合、児童家庭支援センターや乳児院、児童養護施設で、ショートステイやトワイライトステイ等の短期的な預かりを実施します。

(継続10か所)

6 児童虐待防止啓発地域連携事業＜拡充＞ 8,018万円

(1) 児童虐待防止の広報・啓発

児童虐待防止推進月間における「STOP・こども虐待 よこはまキャンペーン」を中心に、関係機関・団体、商店街、交通機関等と連携した広報・啓発を身近な地域で幅広く行います。

(2) 関係機関の連携強化と人材育成

「要保護児童対策地域協議会」を開催・運営し、地域の関係機関との連携強化を図るとともに、医療機関との連携を強化するための体制づくり、弁護士及び精神科医から助言を受ける事例検討会の実施などを通じて人材育成の取組を引続きすすめます。

(3) 養育支援台帳システムの改修

区と児童相談所との連携強化による児童虐待の早期発見と適切な対応にむけ、養育支援台帳システムの改修を行います。

7 施設等退所後児童に対するアフターケア事業(再掲)【21ページ参照】 3,331万円

児童養護施設等を退所した後に、就職や進学等により社会で自立した生活を安定して送れるように、施設等の入所時点から相談、情報提供、就職・進学への支援、居場所の運営等を実施します。

また、確実な就職に向けた支援として、資格取得資金や大学進学等自立生活資金を給付します。＜社会福祉基金を活用＞

8 産後母子ケアモデル事業(再掲)【6ページ参照】 1,066万円

産後の心身ともに不安定になりやすい時期に、市内の助産所等を活用し、母子で利用できる母子デイケアやショートステイをモデル実施することをおして、育児支援を充実させ児童虐待の未然防止を図ります。

21	児 童 手 当		1 児童手当	588億7,788万円																
			児童を養育している家庭等における生活の安定と、児童の健やかな成長を目的として当該児童の養育者に手当を支給します。																	
	本 年 度	千円 58,877,881	【対 象】	中学校修了までの児童																
	前 年 度	59,243,065	【手当額】	(児童1人あたり)																
差 引	△ 365,184	<table border="1"> <tr> <td>3歳未満</td> <td></td> <td>月額</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>3歳以上</td> <td>第1・2子</td> <td>月額</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>小学校修了前</td> <td>第3子以降</td> <td>月額</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td></td> <td>月額</td> <td>10,000円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 施設入所児童（出生順位にかかわらず一律） <ul style="list-style-type: none"> 3歳未満 月額 15,000円 3歳以上 月額 10,000円 所得制限超過者（特例給付として支給） <ul style="list-style-type: none"> 児童1人あたり 月額 5,000円 			3歳未満		月額	15,000円	3歳以上	第1・2子	月額	10,000円	小学校修了前	第3子以降	月額	15,000円	中学生		月額	10,000円
3歳未満		月額	15,000円																	
3歳以上	第1・2子	月額	10,000円																	
小学校修了前	第3子以降	月額	15,000円																	
中学生		月額	10,000円																	
本年度の財源内訳	国	40,915,647	【支給月】	6月・10月・2月に前4か月分を支給します。																
	県	8,981,118	【月平均児童数】	486,854人																
	その他	8,300																		
	市 費	8,972,816																		

【手当額の変遷】

(単位：円/月額)

区分	平成23年4～9月まで	平成23年10月～平成24年3月まで	平成24年4月以降	
	(つなぎ法) ※1	(特措法) ※2	児童手当法	
0歳以上3歳未満	13,000	15,000	15,000	
3歳以上 小学校修了まで		第1、2子	10,000	10,000
		第3子以降	15,000	15,000
中学校修了まで		10,000	10,000	

※1 つなぎ法：「国民生活等の混乱を回避するための平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律」（平成23年3月31日法律第14号）

※2 特措法：「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」（平成23年8月30日法律第107号）

<参考：子育て世帯臨時特例給付金給付事業（25年度2月補正）>

消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響緩和等のための臨時的な措置として現金給付を実施します（全額国費）。

- ・対 象：児童手当の支給対象児童（特例給付の支給対象児童、臨時福祉給付金対象者及び生活保護制度の被保護者を除く）
- ・給付額：児童1人につき1万円

22	児童扶養手当等		1 児童扶養手当 104億2,559万円 ひとり親家庭等の児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童の養育者に手当を支給します。 【対 象】 18歳（中度以上の障害がある場合は20歳到達まで）までの児童 【手当額】 全部支給 月額 41,140円 一部支給 月額 9,710円～41,130円 第2子加算 月額 5,000円 第3子以降加算 月額 3,000円 【支給月】 4月・8月・12月に前4か月分を支給します。 【月平均児童数】 34,859人
	本年度	千円 11,552,280	2 特別乗車券の交付 11億2,670万円 児童扶養手当受給世帯、母子生活支援施設入所世帯の経済的支援として、市営交通機関、民営バス及び金沢シーサイドラインに無料で乗車できる特別乗車券を交付します。 【対 象】 児童扶養手当受給世帯、母子生活支援施設入所世帯 ※世帯に1枚交付 【交付見込数】 18,221人
	前年度	11,278,282	
	差 引	273,998	
本年度の財源内訳	国	3,475,193	
	県	—	
	その他	20,000	
	市 費	8,057,087	

23	母子寡婦福祉資金貸付事業（母子寡婦福祉資金会計）		1 母子寡婦福祉資金貸付事業口 9億5,667万円 （母子寡婦福祉資金会計） 母子家庭及び寡婦の経済的自立を促し、児童の福祉を増進するための各種の資金貸付を行います。本年度は、他制度の利用等により、貸付件数の減少に伴う、国への償還や一般会計の繰出もあり、予算が増額しています。
	本年度	千円 956,666	(1) 対象者 (ア) 母子家庭の母及び寡婦又はその児童等 (イ) 40歳以上の配偶者のない女子で現に児童を扶養していない方 (2) 主な資金 修学資金、就学支度資金等 (12資金) (3) 貸付利子 無利子又は年利1.5% (4) 償還について 期間：据置（6か月又は1年）後3年～10年以内 滞納者に対して直接通知・訪問・電話で償還業務を行います。 (5) 貸付限度額(例:修学資金…第1学年・自宅通学) 私立高校：30,000円／月額 私立大学：54,000円／月額
	前年度	680,879	
	差 引	275,787	
本年度の財源内訳	市債	—	
	貸付金収入	469,037	
	その他	460,344	
	市 費	27,285	

【横浜の未来像を表す新ロゴマーク】



風車の羽をモチーフにしたマーク。ヨコハマに吹く自由で開放的な風をイメージしたものです。
3つの異なる四角形は、ヨコハマの多様性を表しています。

CHILD AND YOUTH BUREAU

こどもせいしょうねん



子ども・子育て支援新制度の概要について

※記載内容は現時点での国の検討状況等によるもので、今後、変更となる場合があります。

1 子ども・子育て関連3法について

○幼児期の教育・保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援の充実を目的とした、次の3つの法律が平成24年8月に成立。

- ① **子ども・子育て支援法**
 幼稚園と保育所で別々になっている利用手続や公費負担の仕組みなどを一本化
- ② **認定こども園法の一部改正法**
 幼保連携型認定こども園について、幼稚園と保育所で別々になっている認可・指導監督を一本化
- ③ **関係法律の整備法**
 上記2つの法律の施行に伴い、児童福祉法などの関係法律を改正

○新制度の開始時期は、消費税率の引上げ時期(27年10月に10%)を踏まえて、27年4月からの施行が予定されている。

2 現行制度からの主な変更点

(1) 市町村が制度の実施主体に

- 現行では、制度によって都道府県と市町村とに分かれている実施主体について、新制度では市町村に一本化される。
- 市町村は、子ども・子育て支援の実施主体として、市民の子ども・子育て支援に関する利用状況と利用希望を把握したうえで事業計画を作成し、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を計画的に提供する責務を負う。

(2) 幼児期の保育・教育を「個人への給付」として保障

- 3歳以上のすべての子どもへの教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、個人の権利として保障する観点から、認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等を通じた個人への給付制度が導入され、いずれの施設を利用した場合でも共通の仕組みで公費対象となる。

(3) 消費税率引上げに伴う財源確保と公定価格の設定

- 社会保障・税一体改革において、「子ども・子育て」は社会保障分野の一つに位置付けられ、消費税率の10%への引上げに伴う増収分のうち、約7,000億円が新制度の財源に充てられる(さらにそれ以外の財源も含め、合計1兆円超の財源確保をめざすこととされている)。
- 新制度では、教育・保育等に通常要する費用である「公定価格」が設定され、公定価格に盛り込む質の改善などの事項・所要額は財源確保の状況により設定される(消費税10%引き上げ後、新制度の財源として約7,000億円全てが充当されるのは29年度以降)。

(4) 「地域子ども・子育て支援事業」の法定化

- 地域子育て支援拠点や放課後児童クラブなど様々な事業が「地域子ども・子育て支援事業」として法定化され、各市町村が地域の実情に応じて実施することになる。

(5) 基準条例の制定

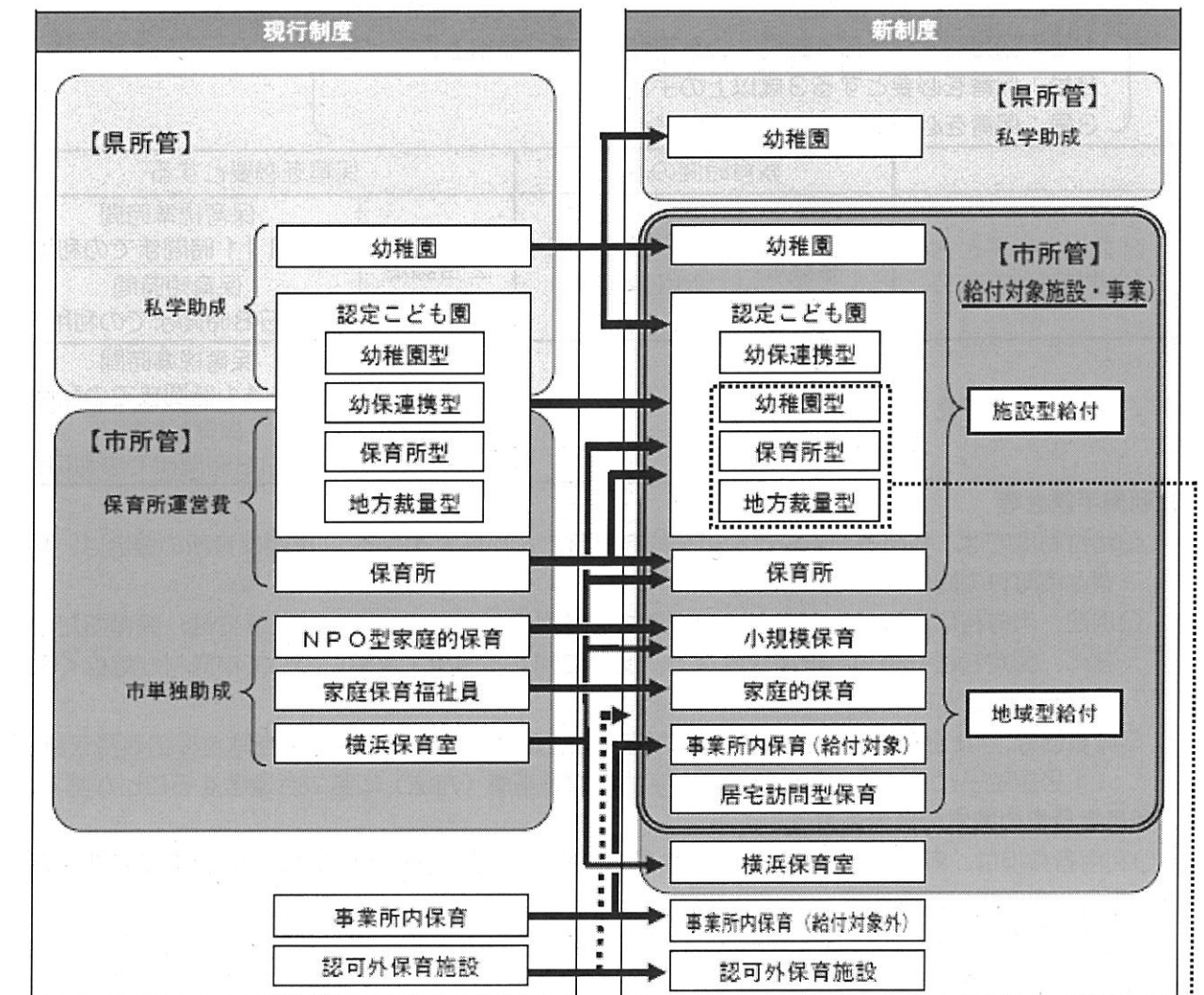
- 幼保連携型認定こども園や地域型保育事業等の認可基準、教育・保育施設等に関する運営基準、放課後児童クラブの設備・運営基準など、様々な基準条例の制定が必要になる。

3 給付・事業の全体像

○子ども・子育て支援法により、下表のとおり規定。

子ども・子育て支援給付 (義務的経費)	地域子ども・子育て支援事業 (裁量的経費)
<ul style="list-style-type: none"> ■施設型給付 <ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園 ・幼稚園 ・保育所 ■地域型保育給付…3歳未満児対象の事業 <ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育(利用定員6人以上19人以下)【新規】 ・家庭的保育(利用定員5人以下) ・居宅訪問型保育【新規】 ・事業所内保育 ■児童手当 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援【新規】 ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・子育て短期支援事業 ・延長保育事業 ・病児・病後児保育事業 ・放課後児童クラブ ・妊婦健診 ・実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】 ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

○現行制度から新制度への移行の主なバリエーション



※幼保連携型以外の3類型についても、認定権限を県から本市に移譲する方向で調整中

平成26年度 こども青少年局 運営方針

基本目標

未来の世代を育むまち「よこはま」の実現に向けて

～ 職員一人ひとりが最大限に力を発揮し、
さまざまな市民との連携・協働により、社会全体で取り組みます ～



オレンジ
リボンは
児童虐待
防止の
シンボル
マークです。

目標達成に向けた施策

未来を創る子ども・青少年の健やかな成長や自立は、全ての市民が共有すべき目標であり、多くの市民とともに、次のような取組を進めていきます。

<1> 子ども・子育て支援新制度の施行準備

平成27年4月に予定される新制度の施行に向けて、今年度から支給認定など一部の事務を開始することを踏まえ、利用者や事業者が混乱をきたすことなく、新制度へ円滑に移行できるよう、短期間で迅速かつ確実に準備に取り組みます。

<2> 生まれる前から乳幼児期の支援

生まれる前から産後までの切れ目ない支援を充実します。
また、地域における子育て支援や、未就学期の保育と教育を充実します。

<3> 子どもや青少年の自立に向けた支援

学齢期から青年期の子ども・青少年の育成施策を推進します。また、困難を抱える若者の自立支援を充実します。

<4> 様々な背景や課題を抱えた子どもや青少年とその家庭への支援

児童虐待防止対策と社会的養護体制を充実します。また、様々な障害に応じた支援や、ひとり親家庭の自立支援、配偶者からの暴力(DV)への対応を推進します。

<5> 子どもを大切にすまじづくりの推進

子どもが安心・安全に過ごせるまじづくりを進めます。また、ワーク・ライフ・バランスの推進や子ども青少年を大切にする機運の醸成に努めます。



重点的に取り組む事業



子ども・子育て支援新制度施行準備事業

幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する子ども・子育て支援新制度への円滑な移行に向けて、事業計画の策定や施設・事業の移行支援、電子システムの構築、利用者・事業者への周知・広報などに取り組みます。

保育所待機児童解消の継続

保育所の入所申込者の増加傾向は続いており、市民の保育所入所への期待は高まっています。保育所や認定こども園の整備による定員増や既存保育施設の受入枠拡大、私立幼稚園預かり保育の拡充などを引き続き進めるほか、保育コンシェルジュなど区役所による、保護者お一人おひとりへの丁寧な対応を継続します。区局連携して、ソフトとハード両面から、27年4月の待機児童解消継続に向けて、引き続き取り組みます。

放課後児童育成推進

すべての子どもたちに、豊かな放課後を過ごせる場所と機会を提供するため、すべての小学校で「はまっ子ふれあいスクール」から「放課後キッズクラブ」への転換を進めるとともに、「放課後児童クラブ」に対する支援を行います。

児童虐待防止への取組の充実

児童虐待死の根絶を目指し、「児童虐待対策プロジェクトの報告書」に基づく8つの対策を推進し、児童虐待の未然防止から早期発見、早期対応、重篤化防止・再発防止に至るまで、児童虐待対策を総合的に進めていきます。

困難を抱える若者支援策の充実

「ひきこもり状態」や「無業状態」にある若者が自立に向けて、階段を上るようにステップアップしていくための社会・就労体験や就労訓練等のプログラム提供など、支援策をさらに充実させます。



目標達成に向けた組織運営

施策の取組を進める際には、次の姿勢を大切にします。



チーム力

職員の力を最大限に発揮し、組織の枠を超えた、チーム力を発揮します。

チーム力の土台となる職員間のつながりを大切に、改革推進委員会やランチミーティングなどを活用して「チームこども」の機運を醸成します。その上で、事業・分野間の連携による相乗的な取組を進めます。また、待機児童や虐待防止など全庁的な取組が必要な施策については、区役所や関係局など「チーム横浜」として取り組みます。

協働と共創

市民や企業、民生委員・児童委員やNPO、医療機関や学校など様々な主体との協働、共創を図ります。

特に、生まれる前から乳幼児期の子育て支援や様々な課題を抱えた子どもや青少年の支援では、子どもたちの周りに多くの関わり合いを見つけ、それぞれをつなぎ、共に育てていく関係を着実に広げていきます。

また、物品の調達や委託業務の発注にあたり、市内中小企業への優先発注に取り組みます。

脱温暖化

職員一人ひとりが、省電力や紙使用量の削減などに取り組みます。

また、太陽光発電によるエコ保育所の取組や関連施設における節電対策を進めます。

WLB

職員、組織における仕事の進め方、時間の使い方などを見直し、休暇取得の促進、超過勤務の削減、男性の育児休業の取得促進など、ワーク・ライフ・バランスの推進に率先して取り組みます。

平成26年度 こども青少年局の主な事業・取組【参考】

<1> 子ども・子育て支援新制度の施行準備

【主な事業・取組】	【指標】
(1) 「横浜市子ども・子育て支援事業計画（仮称）」の策定	
●「横浜市子ども・子育て支援事業計画（仮称）」の策定	⇒ ○事業計画の策定<平成27年3月>
●子ども・子育て会議の運営	⇒ ○子ども・子育て会議の開催 <全体会（4回）、部会（15回程度）>
●市民意見交換会等の開催	⇒ ○市民意見交換会<各区×1回>【新規】 ○市民向けフォーラム<1回>【新規】
●事業者意向調査	⇒ ○新制度の移行先等に関する調査の実施【新規】
●横浜版子ども指針の策定	⇒ ○策定に向けた検討の推進、策定 <4~12月>【新規】
●個別に支援を必要とする子どもの幼稚園での受入の支援	⇒ ○受入人数<835人>
(2) 安定的なサービス基盤の確保	
●幼保連携型認定こども園の整備	⇒ ○整備か所数<7か所>
●横浜保育室の認可移行支援	⇒ ○認可移行支援か所数<20か所> ○移行支援計画書提出施設数<148か所>【新規】
●幼稚園の幼稚園型認定こども園への移行支援	⇒ ○幼稚園型認定こども園か所数<10か所>【新規】
●放課後児童クラブの移行支援	⇒ ○移転<6か所>、分割<3か所> ○放課後児童クラブの中間支援組織モデル事業実施<1区>
●新制度に関する施設・事業の認可基準や設備・運営基準の条例制定	⇒ ○幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準条例、地域型保育事業の設備及び運営の基準条例、教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準条例、放課後児童健全育成事業の基準条例の制定【新規】
(3) 新制度における効率的な事務執行の推進	
●利用者に対する支給認定事務	⇒ ○事務処理集中センター設置・運営【新規】
●施設・事業者に対する給付事務の準備	⇒ ○27年4月から始まる給付事務の準備【新規】
●電子システム構築	⇒ ○子ども・子育て支援電子システムの運用、構築【新規】
(4) 利用者・事業者等への周知・広報	
●事業者向け説明会	⇒ ○事業者類型ごとに実施<各2回>【新規】
●利用者向け説明会	⇒ ○実施回数<各区×4回>【新規】
●様々な媒体を活用した広報	⇒ ○リーフレット、ポスターの制作等【新規】 <リーフレット120,000部、ポスター1,000部>

<2> 生まれる前から乳幼児期の支援

【主な事業・取組】	【指標】
(1) 生まれる前から乳幼児期の一貫した支援の充実	
●妊婦健康診査事業	⇒ ○延べ受診回数<377,000件> ○妊娠届出者に対する面接実施率<87%>
●妊婦歯科健康診査事業	⇒ ○妊婦歯科健康診査受診率<35%>
●妊娠・出産への支援の充実	⇒ ○望まない妊娠など妊娠・出産に関する相談体制の検討・調整【新規】
●産後母子ケアの充実	⇒ ○産後母子ケアモデル事業の実施と検証 ○利用者数<240人>
●産後うつ対策の充実	⇒ ○産後うつ発見・支援に向けた検討・調整【新規】
●新生児訪問の充実	⇒ ○第一子出生数に対する新生児訪問を行った割合<75%>
●こんにちは赤ちゃん訪問事業	⇒ ○訪問率<83%>
●乳幼児健康診査の未受診者の把握の推進	⇒ ○未受診者への受診勧奨及び状況把握の着実な実施
●育児支援事業	
① 産前産後ヘルパー派遣事業	⇒ ○延べ利用回数<5,500回>
② 育児支援家庭訪問事業	
ア 育児支援家庭訪問	⇒ ○延べ派遣回数<5,540回>
イ 育児支援ヘルパー	⇒ ○延べ派遣回数<1,000回>
(2) 地域における子育て支援の充実	
●乳幼児一時預かり事業	⇒ ○実施か所数<19か所>
●地域子育て支援拠点事業	⇒ ○利用者支援モデル事業の実施 <検討会3回、実践検証1区>【新規】 ○協働協定書別表「役割分担確認表」の検討 <拠点スタッフ・区職員との検討会の実施>【新規】
●親と子のつどいの広場事業	⇒ ○広場か所数<50か所> ○広場を活用した一時預かり実施か所数<20か所>【新規】
●横浜子育てサポートシステム事業	⇒ ○機能強化区支部数<16か所>

	○コーディネーターマニュアルの作成 ＜コーディネーターとの検討会の実施＞【新規】
●市立保育所を活用した保育資源ネットワークの構築	⇒ ○試行実施数＜18区・24園＞ モデル事業の検証を実施
〔3〕未就学期の保育と教育の充実	
〔待機児童の解消の継続に向けた取組〕	
●保育所及び幼保連携型認定こども園の整備	⇒ ○保育所等か所数＜655か所＞、定員＜54,000人＞
●横浜保育室の認可移行支援※1（2）再掲	⇒ ○認可移行支援か所数＜20か所＞ ○移行支援計画書提出施設数＜148か所＞【新規】
●家庭的保育の運営	⇒ ○家庭保育福祉員数＜57人＞、定員＜240人＞
●小規模保育事業の運営・整備	⇒ ○運営＜8か所＞＜152人＞【新規】 ○整備＜20か所＞＜326人＞
●乳幼児一時預かり事業※2（2）再掲	⇒ ○実施か所数＜19か所＞
●私立幼稚園預かり保育等の充実	⇒ ○実施か所数＜160か所＞
●保育士確保に向けた取組	⇒ ○保育士就労支援講座等＜4回、250人参加＞ 採用＜50人＞ ○保育士宿舎借り上げ支援事業 ＜助成数100戸＞ ○保育士専用事業所内保育事業整備か所数 ＜1か所＞ ○保育士資格取得支援事業＜50人＞【新規】 ○保育士・保育所支援センター事業 ＜マッチングによる採用人数50人＞【新規】
●保育コンシェルジュの設置	○保育コンシェルジュ相談件数＜20,000件＞
●新設園4・5歳児室を活用した年度限定型保育事業	○実施か所数＜35か所＞【新規】
〔未就学期の教育の充実〕	
●幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続及び幼保小連携	⇒ ○接続期研修会＜4回＞ ○横浜版接続期カリキュラムの実施率＜45＞
〔多様な保育ニーズへの対応〕	
●病児保育	⇒ ○実施施設数＜20か所＞、延べ利用者数＜15,405人＞
●市立保育所の民間移管による保育サービスの拡充	⇒ （下記は平成27年度移管予定園2か所での実施） ○時間延長サービス＜2か所＞ ○3歳児以上への主食提供＜2か所＞ ○土曜日の給食提供＜2か所＞
●保育料収納対策の促進	⇒ ○保育料収納率＜94.7＞
●食物アレルギーへの取組の推進	⇒ ○食物アレルギー研修の拡充＜3講座5回＞
〔保育の質の向上〕	
●保育所職員向け研修の充実	⇒ ○保育運営課主催講座数・回数 の拡充
●保育所における質の向上のためのアクションプログラムの推進	⇒ ○公民園長による推進部会の開催＜4回＞ ○民間保育所と連携した、施設長・新採用保育士研修、事故予防研修の実施＜10回＞
〔4〕子育て家庭に対する経済的支援	
●児童手当支給事業	⇒ ○継続した適正支給の実施 ○月平均対象児童数＜486,854人＞ ・支給月 6月、10月、2月

<3> 子どもや青少年の自立に向けた支援

【主な事業・取組】	【指標】
〔1〕学齢期から青年期の子ども・青少年の育成施策の推進	
●放課後児童育成施策※1（2）一部再掲	⇒ ○はまっ子ふれあいスクールから放課後キッズクラブへの転換 ＜19か所＞ ○放課後児童クラブの分割・耐震化移転の促進 ＜分割3か所・移転6か所＞ ○放課後児童クラブの中間支援組織モデル事業実施＜1区＞ ○放課後児童健全育成事業の基準条例制定【新規】
●プレイパーク支援事業	⇒ ○延べ開催回数＜1,180回＞
●青少年体験活動の推進	⇒ ○自然体験施設（野島青少年研修センター、野外活動センター（三ツ沢公園、くろがね、こども自然公園））延べ利用者数 ＜101,300人＞ ○科学体験施設（はまぎんこども宇宙科学館）延べ利用者数 ＜324,000人＞ ○横浜こども科学館のプラネタリウム座席改修の実施【新規】 ○道志村自然体験事業の利用者数＜10,000人＞
●青少年の地域活動拠点づくり事業	⇒ ○青少年の延べ利用者数＜43,000人＞

(2) 困難を抱える若者自立支援の充実	
【困難を抱える若者に対する相談支援と社会参加プログラムの充実】	
●青少年相談センター、若者サポートステーション、地域ユースプラザの相談・支援の拡充	⇒ ○延べ利用者数 合計<59,000人> ・青少年相談センター<17,000人> ・若者サポートステーション<19,000人> ・地域ユースプラザ<23,000人> ○青少年相談センターによる人材育成研修<40回> ○若者サポートステーションにおける職業資格取得助成数<18人> ○若者サポートステーションにおける就労訓練プログラムの利用者数<300人>
●よこはま型若者自立塾の推進	⇒ ○短期・合宿型訓練<100人> ○農業を通じた長期・継続型訓練<30人> ○生活困窮状態にある若者を対象とした生活拠点の設置【新規】
●寄り添い型学習等支援事業の拡充	⇒ ○生活・学習支援の実施区数<18区>
(3) 子育て家庭に対する経済的支援	
●児童手当支給事業※2(4)再掲	⇒ ○継続した適正支給の実施 ○月平均対象児童数<486,854人> ・支給月 6月、10月、2月
<4> 様々な背景や課題を抱えた子どもや青少年やその家庭への支援	
【主な事業・取組】	【指標】
(1) 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実	
【児童虐待対策プロジェクト報告書に基づく8つの児童虐待対策の推進】	
●組織的対応の強化	⇒ ○区と児童相談所の連携強化のための「養育支援台帳システム」の改修(3月)
●人材育成 (児童虐待に対応するスタッフの専門性向上)	⇒ ○区及び児童相談所の責任職・職員を対象とした研修の実施(具体的な事例から対応策を学ぶプログラムを実施) <200回> ○区及び児童相談所の責任職・職員を対象とした双方向での実地研修の実施<50人>
●関係機関相互の連携強化	⇒ ○警察との連携強化に向けた児童相談所への専門家の配置の検討 ○事例に対する具体的な支援策を個別に検討する会議の実施<800件> ○「横浜市子ども虐待防止ハンドブック」等を活用した関係機関向け児童虐待対応研修の実施<150回>
●体制の整備・強化	⇒ ○区こども家庭支援課の係長・保健師・社会福祉職で構成された「虐待対応調整チーム」が中心となり、安全確認と情報収集・共有など、区の対応力を強化 ○小学校の児童支援専任教諭の配置校を拡充<341校>
●社会的養護の推進	⇒ ○横浜型児童家庭支援センター実施か所数<7か所> ○施設等退所後児童に対するアフターケア事業の実施<登録者数100人> ○乳児院及び母子生活支援施設の再整備工事(民設民営) ○児童養護施設の再整備のための調査(民設民営) ○一時保護所機能強化の検討
●広報啓発の強化	⇒ ○児童虐待防止推進月間キャンペーンの実施(11月) ○商店街・店舗への啓発<13,000店舗> ○公共交通機関での広報 <バス車内900台> ○区における身近な地域での広報の実施(18区)
●母子保健施策の充実・支援策の充実	
(妊婦健康診査事業)※2(1)再掲	⇒ ○延べ受診回数<377,000千件> ○妊娠届出者に対する面接実施率<87%>
(妊婦歯科健康診査事業)※2(1)再掲	⇒ ○妊婦歯科健診受診率<35%>
(妊娠・出産への支援の充実)※2(1)再掲	⇒ ○望まない妊娠など妊娠・出産に関する相談体制の検討・調整【新規】
(産後母子ケアの充実)※2(1)再掲	⇒ ○産後母子ケアモデル事業の実施と検証 ○利用者数<240人>
(産後うつ対策の充実)※2(1)再掲	⇒ ○産後うつ発見・支援に向けた検討・調整【新規】
(新生児訪問の充実)※2(1)再掲	⇒ ○第一子出生数に対する新生児訪問を行った割合<75%>
(こんには赤ちゃん訪問事業)※2(1)再掲	⇒ ○訪問率<83%>
(乳幼児健康診査の未受診者の把握の推進)※2(1)再掲	⇒ ○未受診者への受診勧奨及び状況把握の着実な実施
(育児支援事業)※2(1)再掲	
①産前産後ヘルパー派遣事業	⇒ ○延べ利用回数<5,500回>
②育児支援家庭訪問事業 ア 育児支援家庭訪問	⇒ ○延べ派遣回数<5,540回>
イ 育児支援ヘルパー	⇒ ○延べ派遣回数<1,000回>

●地域子育て支援事業の推進※2（2）再掲	⇒ ○利用者支援モデル事業の実施 ○協働協定書別表「役割分担確認表」の検討
（2）障害児への支援	
●地域療育センターの支援充実	⇒ ○初診待機期間の短縮
●放課後等デイサービス事業の拡充	⇒ ○放課後等デイサービス事業 実施か所数<95か所>
●障害児施設の整備	⇒ ○重症心身障害児施設の整備<工事> ○横浜市なしの木学園の民営化及び再整備<実施設計、運営引継ぎ> ○白根学園児童寮の再整備<工事>
（3）ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力（DV）への対応	
●ひとり親家庭の自立支援	⇒ ○新規就労者数<300人> ○相談・情報提供の充実、面会交流支援事業の実施、関係機関連絡会の開催等【新規】
●DV被害者等が地域で生活するための支援の充実	⇒ ○「なくそう！DV」キャンペーンの実施（11月） ○民間シェルター運営支援<5か所> ○加害者更生プログラムを実施する市内民間団体の運営支援<1か所> ○母子生活支援施設退所後のフォロー支援<6か所>

<5> 子どもを大切にすまちづくりの推進

【主な事業・取組】	【指標】
（1）安心・安全のまちづくり	
●子ども事故予防啓発推進事業	⇒ ○保育園での運動指導実施か所数<6区30園> ○保育士向け運動指導研修<6区>
●施設の保全推進 （保育所、児童養護施設、障害児施設等）	⇒ ○老朽化施設の保全の推進
●耐震対策 （耐震対策が行われていない児童福祉施設の耐震補強工事や再整備事業）	⇒ ○乳児院及び母子生活支援施設の再整備工事（民設民営）
●給食食材放射線測定	○各保育施設給食の主な食材の測定の実施と結果の公表 <189園、1,134検体>
（2）ワーク・ライフ・バランスの推進と子ども・青少年を大切にすまちづくりの醸成	
●ワーク・ライフ・バランス推進事業	⇒ ○父親・祖父母世代向け講座の支援<18団体>

◇運営分野1 チーム力

【主な事業・取組】	【指標】
■改革推進委員会の取組	⇒ ○職員による自主・自立的な取組（個別チームの編成） ○職員大会への参加、スポーツ観戦、各種イベントの開催
■局長の取組	⇒ ○局長の現場訪問

◇運営分野2 協働と共創

■様々な主体との協働・共創	⇒ ○親と子のつどいの広場などの子育て支援並びに困難を抱える若者の自立支援など、子育て支援者やNPO等との連絡会や協議会の開催 ○施設・事業者等との公民連携による講演会や事業等の実施 ○局長と関係団体の意見交換会「こども茶話会」の実施 ○市内中小企業への発注を優先し、市内中小企業以外への発注の場合はその理由を明記
---------------	--

◇運営分野3 脱温暖化

■省電力の取組	⇒ ○パソコン、室内灯、エレベーターなど職員一人ひとりによる積極的な節電の取組 ○エコ保育所の認証
---------	--

◇運営分野4 WLB

■ワーク・ライフ・バランスの推進	⇒ ○年次休暇12日以上取得 ○超過勤務時間の削減<平成20年度比50%減(本庁のみ)> ○男性の育児休業取得<取得率50%>
------------------	---